

三条市幼児教育推進プラン
(第3次)
(案)

令和5年3月
三条市教育委員会

はじめに

これまで幼児教育推進プランは、第1次のプラン（平成23年度～平成27年度）及び第2次のプラン（平成28年度～令和4年度）にわたり、「生きる力の基礎を育てる」という目的の下、子どもを取り巻く環境変化や課題に対応しつつ当市の幼児教育内容の充実を図るとともに、子どもたちのライフステージの転換点である幼児期から小学校への「接続期」をより滑らかに接続させ、それぞれ成果を上げてきました。

それらの一つ一つの取組は、引き続き、教育・保育の場においてしっかり継続していく必要があります。

しかし他方で、社会全体に目を向ければ、今や、個々の価値観を認め合える成熟社会が到来したと言われて久しく、一人一人の思いが多様かつ同時に存在し交錯するという、変化が激しく、かつ、複雑化した、先行きが見えない時代を迎えています。

こうした時代にあるからこそ、子どもたちが遍く、自ら学び、考え、主体的に判断し生き抜いていく力を身に付けていけるよう、私たちはたゆむことなく子どもたちの人格形成を支えていかなければなりません。

この基本的な考えの下、第2次のプランの取組をより一層浸透させ、第1次プラン及び第2次プランから引き続く軌道を確認なものとしていくため、第3次幼児教育推進プランを策定いたしました。

本プランは、「生きる力の基礎を育てる」ため、子どもたちの日常の教育・保育、一つ一つの取組における保育者自身の目的意識やその下での実践の姿など、幼児教育の具体的な推進の在り方に、より意識を置き、教育・保育そのものの質の向上を目指していくようまとめています。

すべては子どもたちの生涯にわたる「生きる力」を育てていくため、幼児教育に携わる保育者等がしっかり連携し施策を推進してまいります。

関係の皆様におかれましては、本プランの趣旨をご理解いただき、三条市の幼児教育推進のため、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり、様々なご意見をいただきました三条市幼児教育推進会議の委員各位を始め、多くの貴重なご意見をいただきました皆様に感謝申し上げます。

令和5年3月

三条市教育委員会

目次

	(ページ)
第1章 幼児教育に係る取組の総括と課題	4
1 第2次幼児教育推進プランの取組の総括	4
2 幼児教育推進プランが果たした役割と課題	13
3 幼児教育を取り巻く現況	15
4 課題の整理	19
第2章 第3次幼児教育推進プランの考え方	21
1 第3次幼児教育推進プランの目的と施策体系	21
2 第3次幼児教育推進プランの位置付けと計画期間	24
第3章 プラン推進の具体的な方策	25
施策1 幼児教育内容の一層の充実	25
1 「遊び」を通じた豊かな教育活動	25
2 教育・保育の「計画・実施・評価・改善」サイクルの実践	29
3 特別な配慮が必要な子どもへの支援	31
4 保育者の資質や専門性の向上	34
施策2 幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携の深化	38
1 幼保小の連携・交流活動の推進	38
2 育ちのつながりを意識した関わり・指導	41
3 確実な引継ぎ・継続的な支援	43
施策3 家庭、地域と連携した育ちの支援の充実	44
1 家庭の教育力の向上支援	44
2 地域との連携	47
第4章 第3次幼児教育推進プランの推進	48
資料	49
関係連絡先一覧	53

※ 本プランの「小学校」の表記には、「義務教育学校前期課程」を含みます。

第1章 幼児教育に係る取組の総括と課題

第1章においては、第2次幼児教育推進プランの個々の取組について、成果と課題を考察するほか、現在の子どもたちを取り巻く状況などを確認し、現状の課題を整理します。

1 第2次幼児教育推進プランの取組の総括

【重点項目1 幼児教育内容の一層の充実】

ア 「遊び」を通じた豊かな教育活動

目的	具体的な取組	取組の総括
<ul style="list-style-type: none"> ○「5領域」の教育内容について理解を深めます。 ○子どもが自ら関わりたくなる保育環境を構成します。 ○特に、運動遊びに注力し体を動かして遊ぶ機会と時間を増やします。 	<ul style="list-style-type: none"> ①運動遊びの推進 ②指導計画の改善・充実 ③体験活動の充実 ④5領域の教育内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○「運動遊び」や「体験活動」については、各施設において特に意識的に実践し、運動遊びにより心身の健やかな発達と人と関わる力を育み、また、体験活動により好奇心や探究心などを育ててきました。 ○運動遊びや体験活動は、体力や運動機能の向上など、子どもたちが幼児期に身に付けるべき力を複合的かつ効果的に育むことから、引き続き、取組を充実させていきます。

〈参考：保育者・教職員アンケート結果（計画初年度・最終年度前年度 対比）〉

※ 注記：令和元年度の結果は、感染症拡大前の参考数値です。令和3年度数値に付している矢印は、平成28年度に対する結果の異動を表します。

項目	内容	平成28年度	(令和元年度)	令和3年度
①運動遊びの推進	「運動遊び」を適切な時間にわたって意図的に実施した園の割合	81%	(↑ 91%)	↑ 86%
②指導計画の改善・充実	保育者8割以上が指導計画の実施状況を評価・改善している園の割合	64%	(↓ 61%)	↓ 63%
③体験活動の充実	8割以上の保育者が成長につながる豊かな体験ができるよう活動を工夫している園の割合	79%	(↓ 65%)	↓ 72%
④5領域の教育・保育内容の充実	8割以上の保育者が教育・保育内容の充実を意識している園の割合	79%	(↑ 81%)	↓ 75%

イ 特別な配慮が必要な子どもへの支援

目的	具体的な取組	取組の総括
<p>○配慮が必要な子どもの個性や特性を的確に把握しその子の持てる力を高めるよう支援します。</p> <p>○早期に気づき、支援につなげていくため、年中児発達参観を着実に実施します。</p> <p>○発達支援に係る職員の専門性の向上を図ります。</p>	<p>①三条市子ども・若者総合サポートシステムの充実</p> <p>②年中児発達参観の着実な実施</p> <p>③発達障がいに対する啓発活動の実施</p> <p>④発達支援コーディネーターを中心としたサポート体制の確立</p> <p>⑤ユニバーサルデザインの視点に立った保育環境の構成</p>	<p>○配慮の必要性への早期の気づきと早期の支援開始のため実施している「年中児発達参観」については、市内のほぼすべての施設において実施し定着しました。(R3 実績：31/32 施設実施)</p> <p>○「三条っ子発達応援事業」の中で、「個別の発達支援計画」を作成し支援を進めており、同計画の保護者への共有率も着実に向上しました。(共有率：H28_84.5%→R3_87.8%)</p> <p>○保育所(園)等においてよりの確かな支援ができるよう、引き続き、支援の中心的な役割を果たす「発達支援コーディネーター」の知識・技術の向上を図っていきます。</p>

〈参考：保育者・教職員アンケート結果（計画初年度・最終年度前年度 対比）〉

項目	内容		平成28年度	(令和元年度)	令和3年度
①三条市子ども・若者総合サポートシステムの充実	園内での発達障がいの疑いへの早期の気づき、関係機関への連携	いずれかの項目を実施	93%	(↑ 100%)	↑ 100%
	○保育者の専門的知識向上の取組の実施 ○全保育者が関係機関との連携を理解 ○保育者間の情報共有やケース検討を実施	うち3項目実施	45%	(↓ 42%)	↓ 34%
②年中児発達参観の着実な実施	年中児発達参観を実施した園の割合		94%	(↑ 97%)	↑ 97%
③発達障がいに対する啓発活動の充実	発達障がいに関する情報提供の実施 ○全保護者を対象に発達障がいの講話を実施	いずれかの項目を実施	94%	(↑ 100%)	↑ 100%

	○必要な保護者に個別で 情報提供 ○園内にポスター・パン フ配置 ○相談窓口一覧の掲示	うち3 項目以 上実施	44%	(↑ 52%)	↓ 41%
④発達支援コ ーディネー ターを中心 としたサポ ート体制の 確立	保護者のサポート、関係 機関との連携 ○園内の連携の調整や研 修の実施 ○保護者の相談受付 ○関係機関の連携窓口 ○担任保育者への支援	いずれ かの項 目を実 施	97%	(↑ 100%)	↑ 100%
		うち3 項目以 上実施	55%	(↑ 61%)	↓ 53%
⑤ユニバーサ ルデザイン の視点に立 った保育環 境の構成	保育の環境構成の工夫 ○意識集中のため保育者 の背後壁面等に配慮 ○園内の生活等において 視覚面から支援 ○大きな音(楽器や雑音 等)への配慮 ○話し方や環境構成等、 ユニバーサルデザイン の工夫に関し園内で話 合いを実施	いずれ かの項 目を実 施	97%	(→ 97%)	→ 97%
		うち3 項目以 上実施	36%	(↑ 48%)	↑ 47%

ウ 教職員の資質や専門性の向上

目的	具体的な取組	取組の総括
○園内外研 修や自己 研鑽によ り保育の 専門性を 高めま す。	①資質、専門 性の向上 のための研修 の充実 ②一人一人の 特性に応じ た幼児教育 の実施 ③保護者との 信頼関係の 構築	○新潟大学附属幼稚園等と連携し、共同研修を実施しました。(R2～3 はリモート実施) ○業務の都合がつかないなど、研修への参加が難しい状況もあり、多くの職員が研修会等に参加できるよう、引き続きオンラインによる開催や施設内での実施等、参加しやすい手法を積極的に取り入れていく必要があります。 ○日々の振り返りを行うことで一人一人の特性に応じた保育を行っています。 ○保護者に日々の様子を伝えるほか、相談対応を行うことで、保護者との信頼関係を構築しています。

〈参考：保育者・教職員アンケート結果（計画初年度・最終年度前年度 対比）〉

項目	内容		平成 28年度	(令和 元年度)	令和 3年度
①資質、専門性の向上のための研修の充実	園内・外研修の在り方を工夫 ○園内での保育の相互チェック ○各種園内研修の実施	いずれかの項目を実施	97%	(↑ 100%)	↑ 100%
	○各種園外研修への参加 ○園外研修で学んだことの園内での共有	うち3項目以上実施	75%	(↑ 77%)	↑ 78%
②特性に応じた幼児教育の実施	子どもの様子の記録(メモ等)について、8割以上の保育者が実践している園の割合		85%	(↑ 90%)	↑ 94%
③保護者との信頼関係の構築	保護者へのアドバイスについて、8割以上の保育者が実践している園の割合		97%	(↓ 94%)	↓ 94%

エ 信頼される幼稚園・保育所(園)づくり

目的	具体的な取組	取組の総括
○保育所等と家庭・地域との間で子どもの生活の連続性を保ちます。 ○家庭・地域との連携と情報共有に努め信頼される園づくりを図ります。	①評価サイクルによる保育所評価の実施 ②「保護者先生体験」の実施 ③学校評議員制度や苦情処理制度の活用	○保育所評価は毎年度実施しており、職員自身の振り返りや次年度以降の教育・保育活動に活かされていますが、一部の施設では実施されていません。(R3 保育所評価実績:29/32 施設実施) ○評価と改善策を公表しそれを継続していくことが、保護者や地域から信頼される施設づくりにつながることから、すべての施設において評価が実施・公表されるよう引き続き働き掛けていきます。

〈参考：保育者・教職員アンケート結果（計画初年度・最終年度前年度 対比）〉

項目	内容	平成 28年度	(令和 元年度)	令和 3年度
①評価サイクルによる保育所評価の実施	保育所評価を実施している園の割合	81%	(→ 81%)	↑ 91%
②保護者先生体験の実施	先生体験を実施した保護者数	392人	(↑ 472人)	↓ 76人

【重点項目2 幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携の推進】

ア 確実な引継ぎ・継続的な支援

目的	具体的な取組	取組の総括
<p>○一人一人の個性・特性に応じたきめ細かな支援を小学校へ確実に引き継ぎます。</p> <p>○特に支援の必要な子どもについては、個別の発達支援計画を活用し継続的な支援を行います。</p>	<p>①個別の発達支援計画等の活用</p> <p>②三条市子ども・若者総合サポートシステムの啓発</p>	<p>○就学後も継続的な支援を行うため、「個別の発達支援計画」及び保育所児童保育要録等は、すべての施設において作成し小学校に確実に引き継いでいます。</p> <p>○「三条っ子発達応援事業」の中で、「個別の発達支援計画」を作成し支援を進めており、同計画の保護者への共有率も着実に向上しました。(共有率：H28_84.5%→R3_87.8%)〈再掲〉</p> <p>○保育所(園)等においてよりの確な支援ができるよう、引き続き、支援の中心的な役割を果たす「発達支援コーディネーター」の知識・技術の向上を図っていきます。〈再掲〉</p> <p>○三条市子ども・若者総合サポートシステムに登録することで関係機関と連携したきめ細かな支援を提供できることから、保護者に対してシステム登録の効果を周知・説明していきます。</p>

〈参考：保育者・教職員アンケート結果（計画初年度・最終年度前年度 対比）〉

項目	内容	平成28年度	(令和元年度)	令和3年度
①個別の発達支援計画等の活用	「個別の発達支援計画」の小学校への引き継ぎを行っている園の割合	97%	(↑ 100%)	↑ 100%
③三条市子ども・若者総合サポートシステムの啓発	三条市子ども・若者総合サポートシステムの紹介を行っている園の割合	73%	(↓ 68%)	↑ 91%

イ 交流活動の推進

目的	具体的な取組	取組の総括
○子どもたちが意欲を持って小学校に入学できるよう、幼稚園、保育所(園)等と小学校との交流を推進します。	①幼保小交流活動の充実 ②幼保小連携合同会議の開催	○子どもたちが不安なく意欲を持って小学校に入学できるよう幼保小の交流活動はすべての施設で実施しており、小学校へのスムーズな接続が図られています。 ○しかし、令和2年度、3年度においては、交流活動は感染症禍による中止などにより、当初計画どおりの実施には至りませんでした。 ○交流活動の内容の質の向上を図っていくため、感染症禍においても実施できるよう、引き続き、取組の工夫を行っていきます。

〈参考：保育者・教職員アンケート結果（計画初年度・最終年度前年度 対比）〉

項目	内容	平成28年度	(令和元年度)	令和3年度	
①幼保小交流活動の充実	活動を振り返り課題に対する改善活動を実践している園の割合	100%	(↓ 97%)	↓ 87%	
②幼保小連携合同会議の開催	交流活動後の子どもの様子 ○小学校等入学を楽しみにするようになった。 ○顔見知りが増え友達作りが積極的になった。	いずれかの項目に該当	100%	(→100%)	↓ 97%
	○自発的に自分のことは自分でするようになった。 ○知的好奇心が育った。	うち3項目以上に該当	76%	(↑ 94%)	↓ 50%
	職員交流活動の成果 ○幼児教育や学校教育の違いや内容を知ることができた。 ○他施設や小学校の行事等を知ることができた。 ○小学校への子どもの情報の引継ぎがしやすくなった。 ○接続期の教育を意識し、実践した。	いずれかの項目に該当	100%	(→100%)	↓ 94%
		うち3項目以上に該当	97%	(↓ 87%)	↓ 63%

ウ 育ちのつながりを意識した指導

目的	具体的な取組	取組の総括
○子どもの育ちや学びの連続性・一貫性を確保するため、幼保小それぞれの良さを活かした教育・保育の充実を図ります。	① 保育参観・授業参観の充実 ② 「安心わくわくプログラム」「スタートモデルカリキュラム」の活用	○各園とも、就学前後の接続期における子どもの育ちや学びの連続性と一貫性を確保するための指針である「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」を活用してきており、引き続き、接続期の活動内容を充実させていきます。 ○就学児童に係る情報の共有のため、「保育士の授業参観」や「学校教員の保育参観」は積極的に行われており、就学する子どもたちへの理解を深めることに加え、乳幼児期及び小学校それぞれでの学びを相互に理解する場として有効に機能しています。 ○しかし、参観以外で保育者や学校教員が子どもたちと関わる場や、子どもの育ちについて情報共有する場が少ないことから、参観に限らない交流の方法も検討していく必要があります。

〈参考：保育者・教職員アンケート結果（計画初年度・最終年度前年度 対比）〉

項目	内容		平成28年度	(令和元年度)	令和3年度
① 保育参観・授業参観の充実	保育者が小学校等の授業参観に参加した園の割合		100%	(→ 100%)	▽ 75%
	教員が保育参観に参加した学校の割合		67%	(↑ 84%)	↑ 72%
② 安心わくわくプログラム、スタートモデルカリキュラムの活用	職員への周知と研修を実施した園の割合	年長児担任対象	61%	(→ 61%)	↑ 88%
		全職員対象	18%	(↑ 19%)	▽ 3%
	年長児担任の活用	安心わくわくプログラムのみ活用	58%	(↑ 65%)	▽ 53%
		安心わくわくプログラム、スタートモデルカリキュラム両方の活用	36%	(▽ 23%)	↑ 38%

【重点項目3 家庭への支援の充実】

ア 家庭の教育力の向上支援

目的	具体的な取組	取組の総括
○子どもが育つ基盤である家庭での教育力の向上を目指し、保護者が自信を持って子育てを楽しめる環境づくりに努めます。	①家庭教育講座の充実 ②すまいるファイルの活用 ③家庭への情報発信 ④家庭教育や子育てに関する相談の実施	○子どもの基本的な生活習慣、人に対する信頼感や思いやり、社会的なマナーなどを身に付ける上で家庭教育は重要な役割を果たしていることを、保護者への日常の連絡や行事の機会等を捉え啓発してきました。 ○しかし、家庭教育講座については、参加者から、講座回数を増やしてほしいなどの要望があるものの、講師の調整等の事情により要望に応えられていません。 ○家庭教育講座は保護者からは好評を得ており、保護者が子育てを改めて考えるきっかけとなっていることから、子育ての不安解消や眠育による基本的な生活習慣の定着等のこれまで実施してきたテーマを維持するほか、保護者のニーズに合わせ内容や開催方法の充実を図っていきます。

〈参考：保育者・教職員アンケート結果（計画初年度・最終年度前年度 対比）〉

項目	内容		平成28年度	(令和元年度)	令和3年度
①家庭教育講座の充実	園での講座の開催	独自開催した園の割合	67%	(↓ 61%)	↓ 50%
		市主催のみ実施した園の割合	50%	(↑ 52%)	↑ 66%
③家庭への情報発信	家庭教育のアドバイスや講座等事業への参加促進を行った園の割合		97%	(→ 97%)	↓ 94%
④家庭教育や子育てに関する相談の実施	相談機関の周知・紹介を行った園の割合		100%	(→100%)	→ 100%

イ 地域の子育て支援の拠点化

目的	具体的な取組	取組の総括
○相談事業等を通じ、保護者が安心して子育てができるよう支援します。	①親子が気軽に交流できる拠点づくり ②子育て支援情報の発信 ③相談支援の実施と関係機関との連携 ④総合的な支援の推進	○子育て支援センターや子育て拠点施設では多くの講座やイベントを行い、親子の触れ合いや保護者間の交流を深める取組を実施してきました。これら取組により子ども・保護者に人と関わる楽しさや喜びを得る場を提供できています。しかし、感染症禍の中、施設利用制限のため利用が大幅に減少しました。 ○子育て支援に係る情報発信では、子育て支援情報メールの利用者数が年々増加しているほか、若年世代が広く利用するツイッターを活用しています。さらに、ラインによる子育て相談も開始しました。子育て世代に対し必要な情報がよりの確に届くよう、SNS等のツールをより積極的・効果的に活用していく必要があります。

〈参考：保育者・教職員アンケート結果（計画初年度・最終年度前年度 対比）〉

項目	内容	平成28年度	(令和元年度)	令和3年度
①親子が気軽に交流できる拠点づくり	園庭の開放や交流活動を行った園の割合	91%	(↑ 97%)	↓ 66%
②子育て支援の情報発信	地域へ子育て情報の提供を行った園の割合	82%	(↑ 90%)	↑ 84%

2 幼児教育推進プランが果たした役割と課題

(幼児教育内容の一層の推進、家庭への支援の充実)

2期にわたって取り組んできた幼児教育推進プランにおいて、例えば絵本の読み聞かせや食育の取組の推進などにより、5領域「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の教育内容がより効果的に実施されてきました。

とりわけ第2次プランにおいては、幼児の体力・運動能力の向上とともに社会性、感性、創造性等を育むために大切な要素である「遊び」に意識的に運動の要素を取り込む「運動遊び」の取組を推進し、家庭においても実践されるよう啓発にも努めています。

また、「体験活動」の取組では、自然体験活動を実施し、自然を散策する中で子どもの好奇心や探究心の育成を図ってきました。

さらに、子どもの健やかな育ちに不可欠な要素である「睡眠」に着目し、家庭の教育力の向上を図りながら、子どもたちに規則正しい睡眠を身に付けさせる「眠育」にも取り組んできました。

総じて第2次プランでは、第1次プランの5領域の教育内容を一層充実させていくことに加え、現代の子どもの育ちや子育てを取り巻く環境において不足しがちな要素にも焦点を当て、家庭と一緒にあって対策を講じてきたと言えます。

(幼稚園、保育所(園)等と小学校の連携の推進)

また、小学校入学を迎える子どもたちが不安を和らげ滑らかに「接続期」を乗り越えられるよう、プランの取組として2期にわたって、幼稚園・保育所(園)等と小学校との連携体制を構築し、仕組みとして定着・浸透させました。

具体的には、幼稚園・保育所(園)等と小学校との連携の下で構築された「幼保小連携実務者会議」の体制や、この枠組みの中で、子どもたち同士、そして年長児担任保育者等と1年生担任教員との「幼保小交流活動」の実践による、育ちのつながりが意識される環境の形成です。

その中でも、配慮が必要な子については、早期に特性に気付き適切に寄り添っていくことが肝要であることから、「年中児発達参観」の取組や各保育所等に養成している「発達支援コーディネーター」による支援の枠組みを早くから構築し、「個別の発達支援計画」の作成と幼稚園・保育所(園)等から小学校へのその引継ぎなど、接続期における個に応じた手厚い見守りとケアの体制を定着させました。

(幼児教育推進プランが果たした役割)

子どもの過ごす環境が、友達や保育者との触れ合いの中で、言わば「密」となることを前提とする中、第2次プランの計画期間の終盤において感染症禍により取組をしばらくの間足踏みさせざるを得ない局面もあったものの、幼児教育推進プランで推進してきた各般の取組は、「生きる力の基礎を育てる」ため、幼児教育の内容の充実を図り教育・保育の質を向上させてきたほか、子どもたちのライフステージの転換点をより滑らかに接続させるよう機能してきました。

（この間の教育・保育を取り巻く変化）

他方で、この間の教育・保育を取り巻く環境の変化に目を向ければ、学校での教育につながる幼児期における教育の在り方がより一層注目され、幼稚園、保育所(園)等を問わず質の高い幼児教育を受けることの重要性が明確化されました。

具体的には、保育所保育指針、幼稚園教育要領等の同時改定（改訂）により、「育みたい3つの資質・能力」の柱、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」として幼児教育の考え方が整理され、教育部分の「共通化」が図られたことです。

改定後の保育所保育指針では、指導計画に基づいて行う保育の「組織的・計画的な構成」と「保育実践の振り返り」や「保育の改善」等が謳われ、総じて「専門性の向上」及び「保育の質の向上」を目指す必要性が記載されています。

（今後の方向性）

これまで、保育所(園)においても教育的営みを実践してきているものの、「共通化」への改定後、改めてこれを踏まえれば、子どもの興味や関心に基づき環境構成を行い対話により展開されていく保育の実践をどう振り返って、さらに、どう次の保育につなげていくか、つまり「カリキュラム・マネジメント」の考え方をどう効果的なものとして取り入れていくか、基本的な保育の在り方について改めて考えていく必要があります。

また、それを担い、保育の質の向上に向かい実践していくのは保育者自身であることから、その資質や専門性を更にどう向上させていくか、併せて考えていく必要があります。

これまでの取組により、すべての子どもに対する個に応じた適切な幼児教育を実践する体制と小学校へスムーズに接続できる基盤が構築でき、さらに「運動遊び」の取組や「眠育」の取組など、現代の子どもたちを取り巻く環境に対応した補うべき要素についても方策を確立してきました。今後は、これまで以上に「振り返り・改善」に焦点を当て、教育・保育の質の向上を図るとともに、それを担い実践していくのは保育者自身であることから、その資質、専門性の向上に一層注力していく必要があります。

※ 「カリキュラム・マネジメント」:

全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくこと。（幼稚園教育要領より）

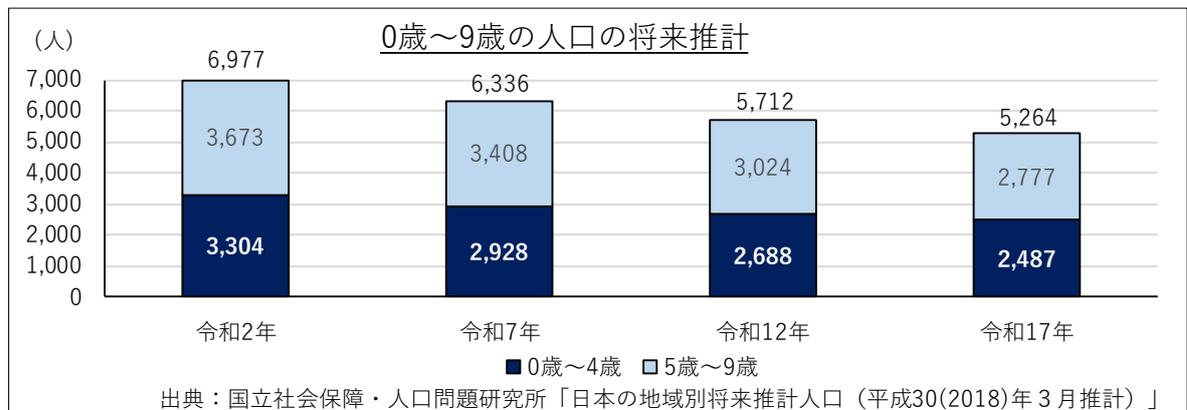
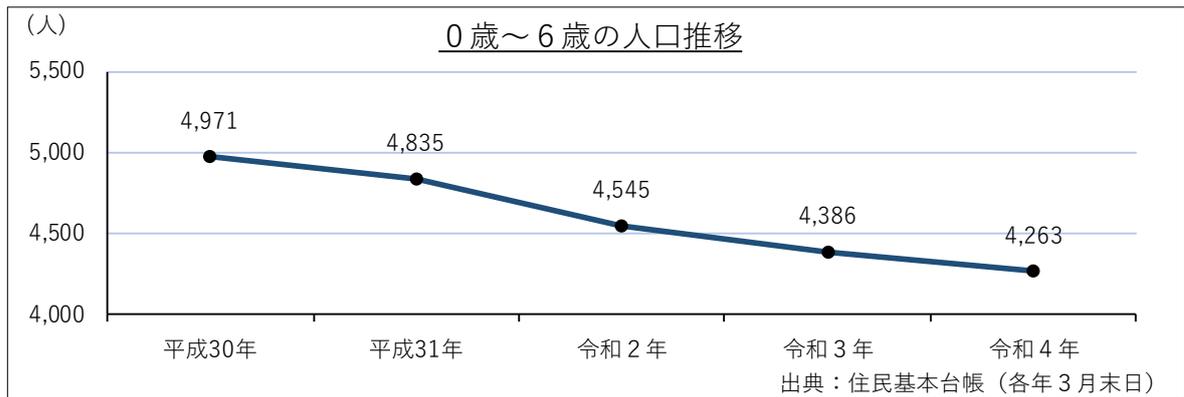
3 幼児教育を取り巻く現況

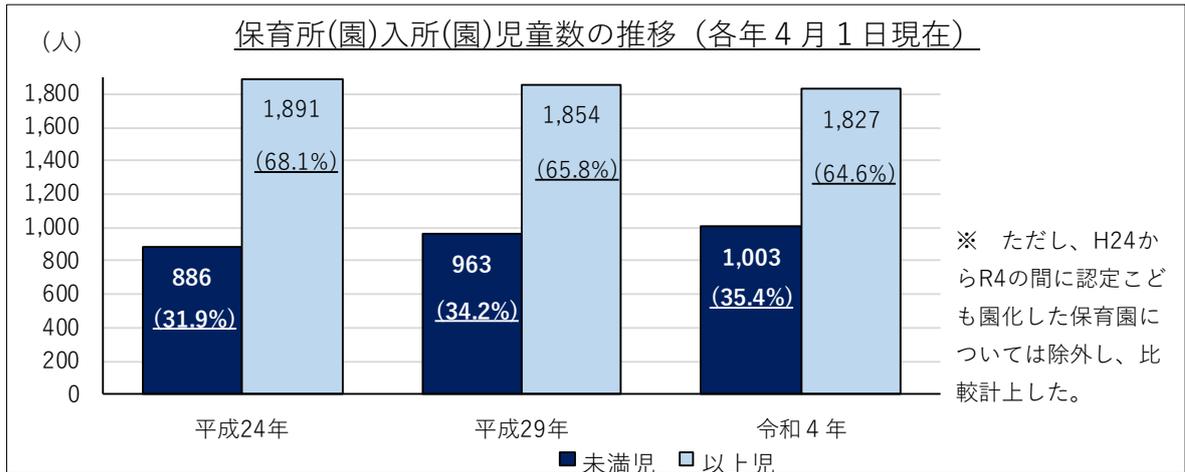
(1) 各種統計が示す現況

ア 子どもの人口、世帯構成及び保育利用の状況

社会の課題ともなっている少子化の進行は当市においても表れています。子どもの数は、これまでの推移においても減少傾向を辿っており、今後も減少し続けることが見込まれています。

その一方で、共働きが進む中、保育所(園)等における未満児(0歳児～2歳児)の保育ニーズが高まりを見せ、子どもを入所(園)させる低年齢化が進んでいます。

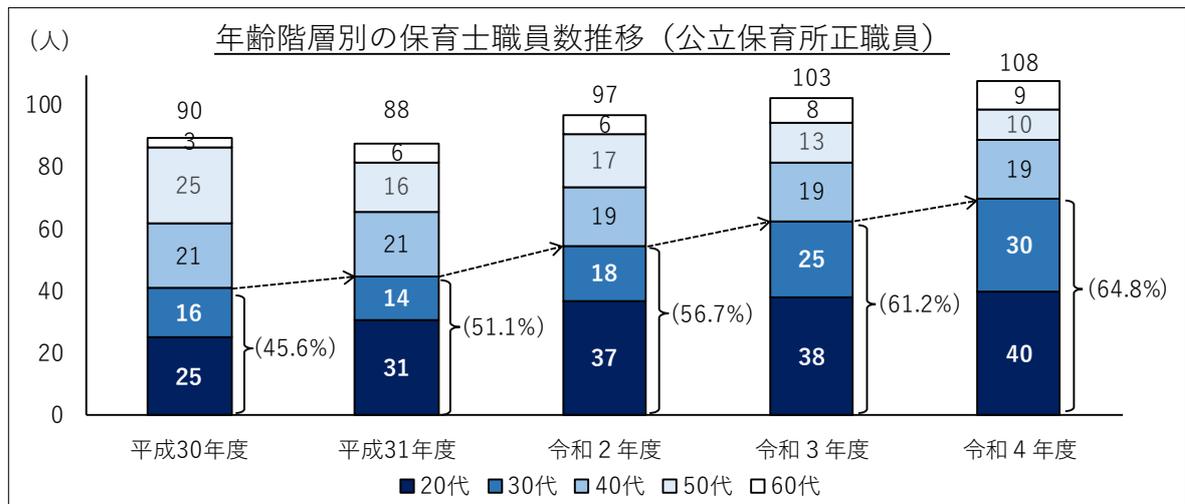




イ 保育者の年齢構成（キャリア）の現状（公立保育所）

公立保育所においては、団塊の世代の退職が進み積極的に正職員の採用を進めてきた結果、20歳台から30歳台にかけての若年層が厚い年齢階層を構成する状況に至っています。

結果として、比較的経験が浅い保育者が多くを占める状況を作ることとなり、全体としての更なる専門的知識・技術の向上に加え、先輩保育者からの経験知の伝承や職場内の相互の学び合いに注力していく必要があります。

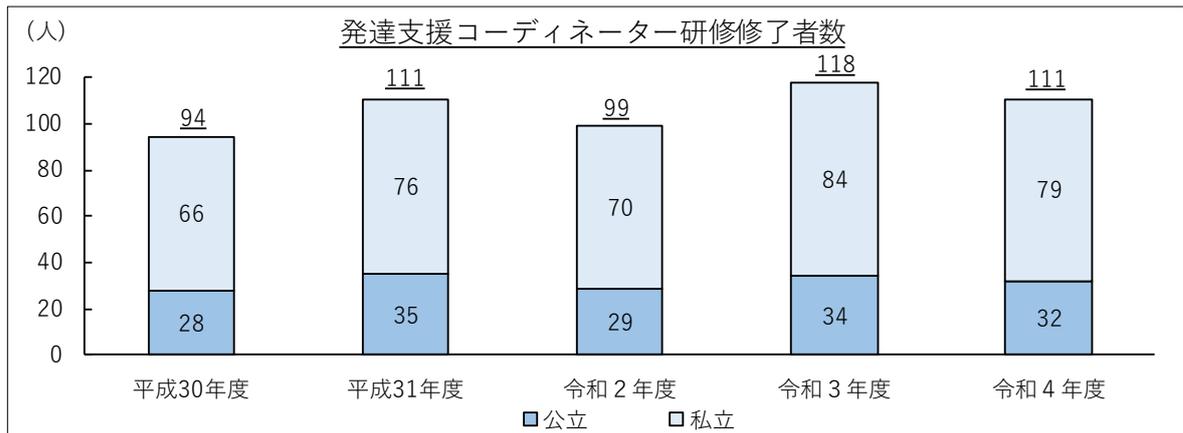


ウ 特別な配慮を要する子どもへの取組の現状

子どもの数は減少傾向にあるものの、特別な配慮の必要性等への早期の気付きにつながる年中児発達参観（三条っ子発達応援事業）などにより、支援が必要な子どもの顕在化が進んでいます。

その一方では、保育者を対象に毎年発達支援コーディネーター研修を実施し、研修修了者もわずかずつながら着実に増えつつあります。

今後も子どもの特性等に対する知識を深め、必要な支援を早期に実施できるよう努めていく必要があります。



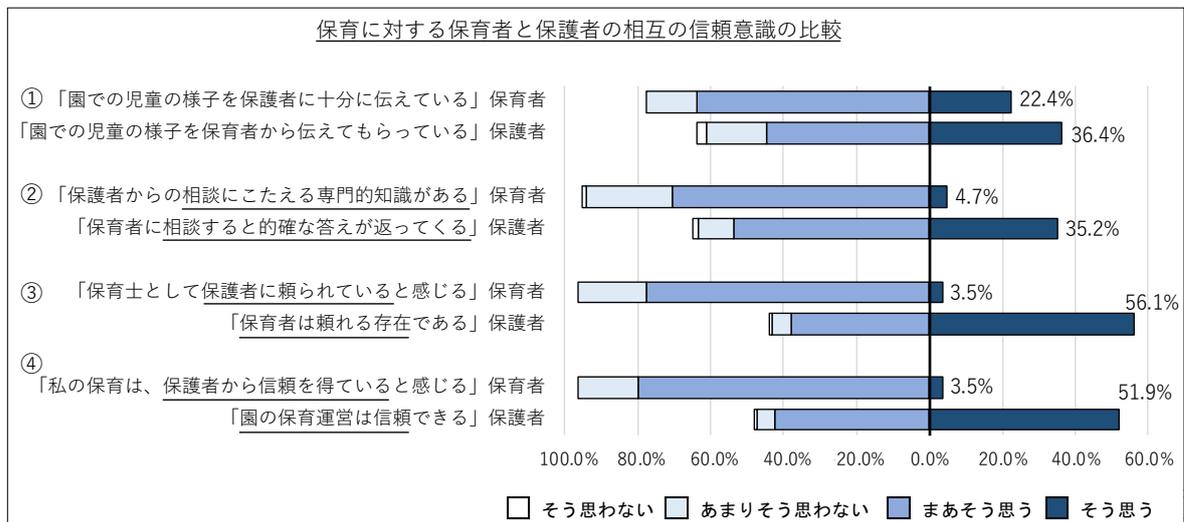
(2) 保護者及び保育者等のアンケート（令和4年8月実施）の結果

※ ア及びイでは、傾向を明確化させるため、あえて「そう思う」とする回答区分で比較しています。

ア 保育に対する保育者と保護者との相互の信頼意識

個人の事情や考えに基づくものであり一概に言えないものの、保育者と保護者を対象としたアンケートにおいては、保護者からの信頼度が高い一方で、それに対する保育者の自信が薄い状況にあります。

これは、日頃の保育の実践に対する上司、先輩からの適切な評価が必要であると考えられるほか、保育者自身においてもそれを裏付け、自信につながるよう、専門的な知識・技術を身に付けていくことが必要と考えられます。

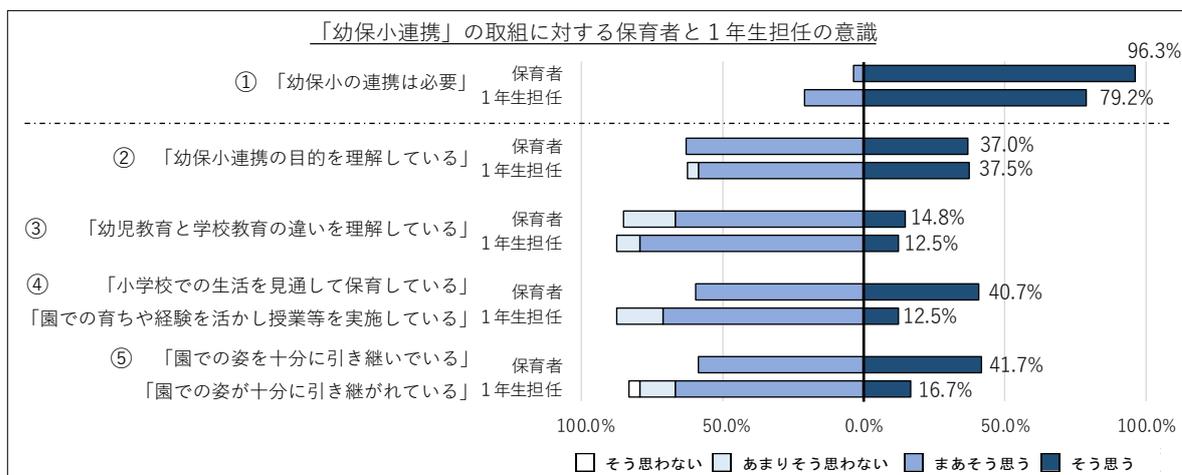


イ 「幼保小連携」に関する保育者・1年生担任の意識

保育者及び1年生担任共に「幼保小連携は必要」とした回答が多くを占めました。が(①)、幼保小連携の目的や趣旨に対し、自信を持って「理解している」とは必ずしも言い切れない状況にあります(②～⑤)。

このことから、幼保小連携の各種活動を進めていく中において、幼保小連携実務

者会議の進め方や内容を工夫するなど、改めて実践への意識合わせが必要と考えられます。

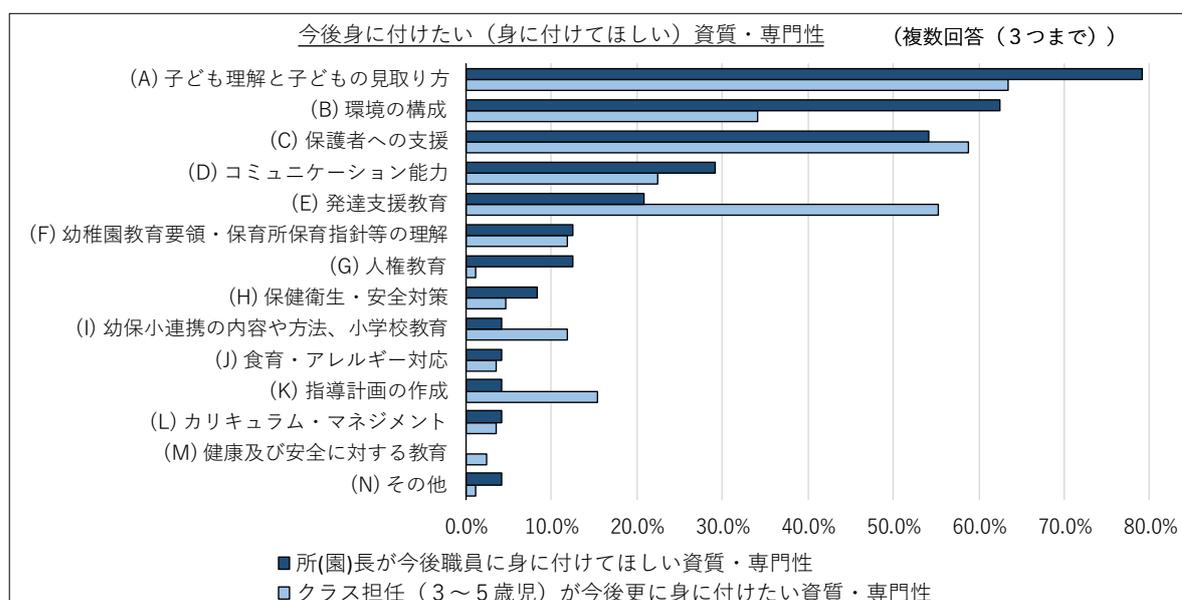
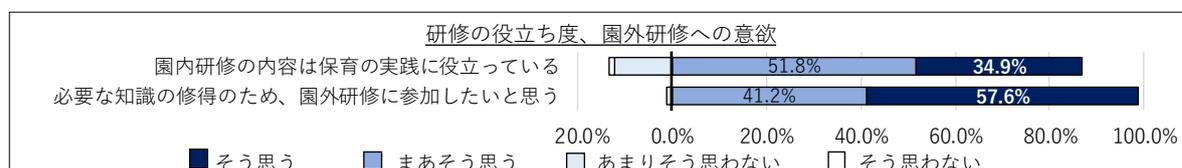


ウ 保育の人材育成に対する意識

現状の園内研修は役立っているとする保育者が多いほか、園外研修への参加意欲も高い状況にあります。

また、所(園)長、クラス担任共に「子ども理解 (A)」や「環境構成 (B)」「保護者支援 (C)」などの保育の基本となる項目の研修の必要性を示しているほか、クラス担任は支援が必要な子への対応のための「発達支援教育 (E)」の研修を求めています。

これらの意向を踏まえ、研修を一層充実させていく必要があります。



4 課題の整理

これまでの幼児教育推進プランの取組の総括、子どもたちを取り巻く現状、さらに保育者等の抱えている問題意識を踏まえ、次のように課題を整理します。

(1) 「1 幼児教育内容の一層の充実」における課題

- 保育所保育指針、幼稚園教育要領等の教育部分の「共通化」により、「幼児期に育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確に示され、学校教育への接続の道筋が具体的に構成されました。

これまでも、保育所(園)においては教育的な営みが実践され、さらに幼保小連携の取組にも注力してきたものの、今後より一層幼児教育内容を充実させていくには、「共通化」の趣旨を理解し保育の実践にどう落とし込んでいくべきか、改めて考えていく必要があります。

- 保育所保育指針には、「保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。」とされています。

「子どもの見取り」「子ども(幼児)理解」に基づき環境構成される日々の保育の実践をどう振り返って、さらに、どう次の保育につなげていくかなど、保育におけるPDCAの思考を保育者であれば誰もがやっているものの、それを個人的・自然に行っているか、組織的・自覚的に行っているかによって、保育所(園)等全体としての保育の在り様は変わってきます。

つまり、幼児教育での「カリキュラム・マネジメント」の考え方にに基づき、振り返りや評価をどう組織的に進めていくか、その在り方について改めて考えていく必要があります。

- 保護者との信頼関係を深め共に子どもの環境づくりを進めつつ、子どもたちに日々の直接的な保育を実践していくのは保育者であり、保育者の在り様は教育・保育の質を左右します。このことから、保育者が子どもたちに関わっていく上での専

門的な知識に加え、保育者として求められる姿勢や行動などについて、どう向上させていくか、考えていく必要があります。

(2) 「2 幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携の推進」における課題

- 当市では、幼児期から小学校への滑らかな接続を図るため、早くから幼保小連携の体制を構築し、交流活動を始めとして毎年様々に取組を展開しています。

しかし他方で、幼保小連携の取組そのものがそもそも保育所(園)等と小学校という二つの別の主体によって担う「接続期」に対するものであるが故の難しさを改めて意識する必要があります。

幼保小連携の取組者である年長児担任と1年生担任自身の間においては当然に環境風土の違いは否めず、現実的には、連携者間の相互の環境への理解も容易ではありません。

アンケートの結果に表れたように、概念的に「幼保小連携は必要」と意識できても、子どもたちの滑らかな接続のため適切に連携を図っていくには、年長児担任と1年生担任の確かな相互理解はもちろん、幼稚園・保育所(園)等及び小学校の相互の組織としての対応も必要となります。

このことから、幼保小連携の各種活動を進めていく中で、その実践における意識合わせをどうしていくか、また、実務者会議の進め方や内容を工夫するなど、考えていく必要があります。

(3) 「3 家庭への支援の充実」の課題

- 子どもの基本的な生活習慣、人に対する信頼感や思いやり、社会的なマナーなどを身に付ける上で家庭教育は重要な役割を果たすことから、日常の保護者への連絡や行事の機会等を捉えた啓発のほか、家庭教育講座を実施してきました。

家庭教育講座については、参加者から好評を得ているものの、実施回数 of 充実を求める要望があるなど、参加者のニーズに十分に対応し切れているとは言えないことから、引き続き講座内容に関する保護者のニーズを探っていくとともに、開催方法について検討していく必要があります。

第2章 第3次幼児教育推進プランの考え方

1 第3次幼児教育推進プランの目的と施策体系

(1) 第3次幼児教育推進プランの目的

子どもたちは、情報通信技術の進展、急速な人口減少や少子化の進行、さらに、それぞれの価値観を認め合える成熟社会の到来により一人一人の思いが多様かつ同時に存在・交錯するといった、変化が激しく、かつ、複雑化する先行きが不透明な社会環境の中で生き抜いていかなければなりません。

そこでは、

- 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力

つまり、「生きる力」を育んでいくことが肝要です。

また、教育基本法においても「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」であると位置付けられているように、子どもたちが将来にわたって必要となる「生きる力」を身に付けていくには、幼稚園・保育所(園)等における教育・保育はその礎を築く大切な場であると位置付けられます。

このため、これまでの第1次幼児教育推進プラン及び第2次幼児教育推進プランにおいても、「生きる力の基礎を育てる」ことを目標とし取組を進めてきました。

子どもたちのよりよい成長につなげていくためにも、今後の計画期間を見渡した中においてもこの基本的な考え方を堅持し、引き続き、プランの目的を次のように定めます。

プランの目的：「生きる力の基礎を育てる」

(2) 目的達成に向けた施策体系

子どもたちが日常を過ごす場は、「幼稚園・保育所(園)等」及び「家庭」の大きく二つの要素があります。また、「小学校への接続期」は幼児教育において子どもたちに大きな環境変化をもたらします。

これらのことから、目的を達成するための施策についても、第2次幼児教育推進プランにおいて取り組んできたこの3つの要素への施策を基本とし、次のように体系化します。

《第3次幼児教育推進プラン 施策体系》

生きる力の基礎を育てる

施策1 幼児教育内容の一層の充実

(1) 「遊び」を通じた豊かな教育活動

① 体験活動の充実・浸透	継続
② 運動遊びの充実・浸透	継続

(2) 教育・保育の「計画・実施・評価・改善」サイクルの実践

① 子ども理解に基づく指導計画の作成・展開と保育内容の自己評価・改善	重点
② 保育所(園)の保育内容の評価と改善	重点

(3) 特別な配慮が必要な子どもへの支援

① 年中児発達参観の着実な実施	継続
② 発達支援コーディネーターを中心としたサポート体制の確立	継続
③ 発達障がいへの理解促進と子ども・若者総合サポートシステムの周知・浸透	継続
④ ユニバーサルデザインの視点に立った保育環境の構成	継続

(4) 保育者の資質や専門性の向上

① 保育者の資質の向上	重点
② 保育者の専門性の向上	重点

施策2 幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携の深化

(1) 幼保小の連携・交流活動の推進

① 幼保小交流活動の充実	継続
② 幼保小連携会議の充実	継続

(2) 育ちのつながりを意識した関わり・指導

① 保育参観・授業参観等の充実	継続
② 「安心わくわくプログラム」「スタートモデルカリキュラム」の活用・浸透	継続

(3) 確実な引継ぎ・継続的な支援

① 個別の発達支援計画等の活用	継続
② 子ども・若者総合サポートシステムによる支援	継続

施策3 家庭、地域と連携した育ちの支援の充実

(1) 家庭の教育力の向上支援

① 保護者との信頼関係の一層の向上	継続
② 家庭教育講座の充実	継続
③ 家庭への情報発信	継続
④ 家庭教育や子育てに関する相談の実施	継続

(2) 地域との連携

① 親子が気軽に交流できる拠点づくり	継続
② 地域の子育て資源の積極的な活用	継続

《施策体系の新旧対照》

《第2次幼児教育推進プラン 施策体系》

【目的】 生きる力の基礎を育てる

施策1 幼児教育内容の一層の充実

(1) 「遊び」を通じた豊かな教育活動	1	運動遊びの推進
	2	指導計画の改善・充実
	3	体験活動の充実
	4	5領域の教育内容の充実

(2) 特別な配慮が必要な子どもへの支援	1	三条市子ども・若者総合サポートシステムの充実
	2	年中児発達参観の着実な実施
	3	発達障がいに対する啓発活動の充実
	4	発達支援コーディネーターを中心としたサポート体制の確立
	5	ユニバーサルデザインの視点に立った保育環境の構成

(3) 教職員の資質や専門性の向上	1	資質、専門性の向上のための研修の充実
	2	一人一人の特性に応じた幼児教育の実施
	3	保護者との信頼関係の構築

(4) 信頼される幼稚園・保育所(園)づくり	1	評価サイクルによる保育所評価の実施
	2	「保護者先生体験」の実施
	3	学校評議員制度や苦情処理制度の活用

施策2 幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携の深化

(1) 確実な引継ぎ・継続的な支援	1	個別の発達支援計画等の活用
	2	三条市子ども・若者総合サポートシステムの啓発

(2) 交流活動の推進	1	幼保小交流活動の充実
	2	幼保小連携合同会議の開催

(3) 育ちのつながりを意識した指導	1	保育参観・授業参観の充実
	2	「安心わくわくプログラム」「スタートステップ」の活用

施策3 家庭への支援の充実

(1) 家庭の教育力の向上支援	1	家庭教育講座の充実
	2	すまいるファイルの活用
	3	家庭への情報発信
	4	家庭教育や子育てに関する相談の実施

(2) 地域の子育て支援の拠点化	1	親子が気軽に交流できる拠点づくり
	2	子育て支援情報の発信
	3	相談支援の実施と関係機関との連携
	4	総合的な支援の推進

《第3次幼児教育推進プラン 施策体系》

【目的】 生きる力の基礎を育てる

施策1 幼児教育内容の一層の充実

(1) 「遊び」を通じた豊かな教育活動	継続	①	体験活動の充実・浸透
	継続	②	運動遊びの充実・浸透

(2) 教育・保育の「計画・実施・評価・改善」サイクルの実践	重点	①	子ども理解に基づく指導計画の作成・展開と保育内容の自己評価・改善
	重点	②	保育所(園)の保育内容の評価と改善実践

(3) 特別な配慮が必要な子どもへの支援	継続	①	年中児発達参観の着実な実施
	継続	②	発達支援コーディネーターを中心としたサポート体制の確立
	継続	③	発達障がいへの理解促進と子ども・若者総合サポートシステムの周知・浸透
	継続	④	ユニバーサルデザインの視点に立った保育環境の構成

(4) 保育者の資質や専門性の向上	重点	①	保育者の資質の向上
	重点	②	保育者の専門性の向上

施策2 幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携の深化

(1) 幼保小の連携・交流活動の推進	継続	①	幼保小交流活動の充実
	継続	②	幼保小連携会議の充実

(2) 育ちのつながりを意識した関わり・指導	継続	①	保育参観・授業参観等の充実
	継続	②	「安心わくわくプログラム」「スタートステップ」の活用・浸透

(3) 確実な引継ぎ・継続的な支援	継続	①	個別の発達支援計画等の活用
	継続	②	三条市子ども・若者総合サポートシステムによる支援

施策3 家庭、地域と連携した育ちの支援の充実

(1) 家庭の教育力の向上支援	継続	①	保護者との信頼関係の一層の向上
	継続	②	家庭教育講座の充実
	継続	③	家庭への情報発信
	継続	④	家庭教育や子育てに関する相談の実施

(2) 地域との連携	継続	①	親子が気軽に交流できる拠点づくり
	継続	②	地域の子育て資源の積極的な活用

2 第3次幼児教育推進プランの位置付けと計画期間

本プランは、保育所保育指針、幼稚園教育要領等を基本とし、三条市総合計画（令和5年度～令和10年度）、三条市教育大綱（令和5年度～令和10年度）及び三条市教育基本方針（令和5年度～令和10年度）における幼児教育分野の実施計画として位置付け策定します。

また、計画期間は、三条市総合計画並びに三条市教育大綱及び三条市教育基本方針の計画期間又は対象期間との整合を図り、令和5年度から令和10年度の6年間とします。

第3章 プラン推進の具体的な方策

《第3章の各施策・取組項目の構成》

施策を実現していくための各取組項目に「取組の目的・方針」及び「取組の内容」、並びに、取組を進めていくに当たって「留意するポイント」を掲げています。これらを保育活動の中で意識していくことで、より効果的な実践につなげます。

各項目の記載の趣旨は、次のとおりです。

〔取組〇-(〇)-〇〕 〇〇〇〇 の推進	
取組の目的・方針	各取組について、「何のために実施するのか」を改めて意識する項目です。日常の保育活動で意識し、又は、園の職員間で共有してください。
取組の内容	方針に基づく取組実施内容の大枠を整理しています。これを基本としつつ、更に工夫を加えて、より効果的な保育等の実践を心掛けてください。 ※ この項目において、〔保〇〕は幼稚園・保育所(園)等の取組内容を、〔市〇〕は教育委員会の取組内容をそれぞれ表します。
留意するポイント	当該項目は、それぞれの取組において留意する事項です。それぞれの項目に対し「できていたか、できていなかったか」を随時振り返るとともに、記載の行動等ができていなかった場合には、「なぜできなかったのか、どうしたらよかったのか」などに考えを巡らせてください。 なお、各項目は取組に係り留意してほしい主な視点をかいつまんで掲載しているものであり、自分自身の保育の在り様を振り返る際には、掲載項目に限ることなく幅広く振り返りを行ってください。

施策1 幼児教育内容の一層の充実

1 「遊び」を通した豊かな教育活動

《施策を展開していく基本的な考え方》

○ 子どもにとっての「遊び」

「遊び」は、子どもにとってそれ自体が目的となっている主体的な活動で、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学びと位置付けられています。「遊び」を通して子どもは、様々なことに興味を持ち、創意工夫を重ね、友達同士で協力し合うことを学びます。また、友達などとの関わりの中で葛藤や不安なども経験しながら、様々なものや人、出来事などとの関係性を、実感を伴って自分の中に取り込んでいきます。

この考えの下、子どもたちに身に付けてほしい力をより効果的に育むことが期待できる「体験活動」や、近年の子どもたちの運動機会を充実させるため開始した「運動遊び」などの取組に引き続き注力していくほか、他の日常の教育・保育における

様々な活動においても、「遊び」による幼児教育を進め、保育所保育指針や幼稚園教育要領等に定める「3つの育みたい資質・能力」を育てます。

○ **保育の「5領域」のねらいや内容に沿った幼児教育の実践**

「5領域」の内容に示される行動や経験が、子どもの興味・関心に沿った遊びの中で一体的に展開されることを通じて「3つの資質・能力」が育まれます。

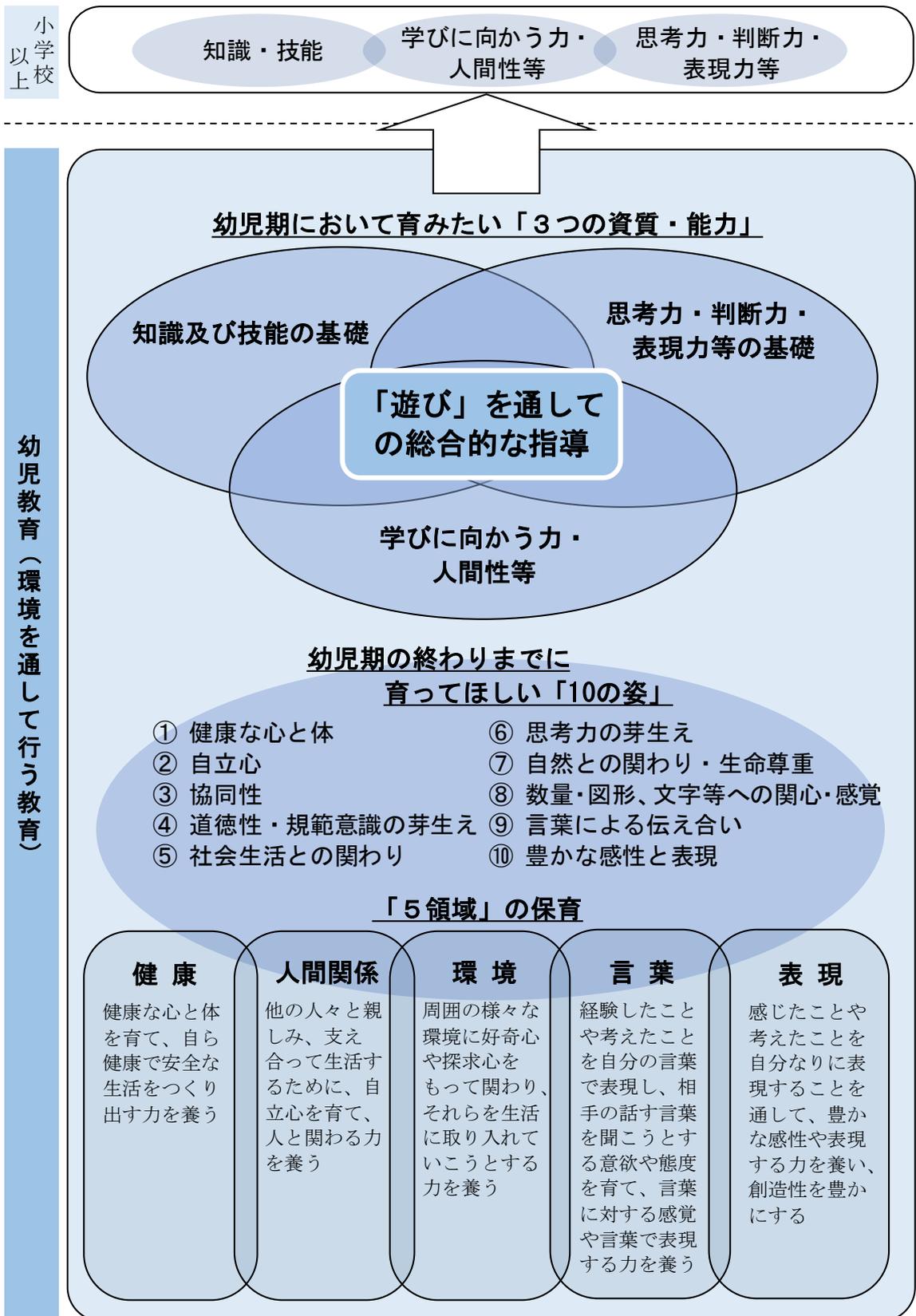
この「5領域」のねらいや内容を基に、子どもの興味・関心を常に意識して、子どもが夢中になって遊ぶ環境を整え、対話しながら「遊び」を展開していくことで、子どもの総合的な学びにつなげます。

保育所保育指針では、それぞれ次のように掲げています。

〈保育の「5領域」のねらい〉

<p>【健康】 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。 ○ 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 ○ 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 ○ 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。</p>
<p>【人間関係】 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。 ○ 保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 ○ 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。 ○ 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</p>
<p>【環境】 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。 ○ 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 ○ 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。 ○ 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p>
<p>【言葉】 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。 ○ 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。 ○ 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。 ○ 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。</p>
<p>【表現】 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。 ○ いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。 ○ 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。 ○ 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p>

《 「5領域」の保育によって育まれる「3つの資質・能力」と幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」の概念図 》



幼児教育（環境を通して行う教育）

小学校以上

〔取組 1-(1)-①〕 体験活動の充実・浸透	
取組の目的・方針	子どもが五感（見る・聞く・触れる・嗅ぐ・味わう）を働かせながら様々な体験をする機会を意図的につくることにより、感性を磨き、気付きを得る喜びや物事へ好奇心を持つ感覚、さらに、体験した事象から自分で自由に考え発想する力を養います。
取組の内容	<p>[保①] 気付きや好奇心の喚起の機会は、園内外の生活の様々な場面においても存在することを日頃から意識し保育活動に当たります。</p> <p>[保②] 自然が豊かな公園等をフィールドとした「自然体験活動」における散策や、日常の散歩、園庭での遊びなどにおいては、様々な事象に触れる機会をつくり、子どもたちの気付きや好奇心がかき立てられるよう働き掛けます。</p> <p>[市①] 「自然体験活動」を中心とした様々な体験活動について保護者等に向け広報し、家庭での活動につながるよう啓発に努めます。</p>
留意するポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 直接的な体験を通して、美しさ、不思議さ、大きさなどへの気付きを大切にし、それらの感動がより大きなものとなるよう子どもに関わります。 □ 子どもが物事に触れて自分なりに考えるプロセスを大切にし、子どもの「なぜ」に丁寧に応じ、探究心を育てます。 □ 子どもが得た気付きや感動を友達同士や保育者と伝え合い共感し合えるよう関わりを持ち、物事を探究する意欲を引き出します。

〔取組 1-(1)-②〕 運動遊びの充実・浸透	
取組の目的・方針	子どもたちの丈夫な体と元気な心を育てるため、様々な遊びを中心に楽しく体を動かすことを意図的に取り入れ、運動の機会をより増やします。
取組の内容	<p>[保①] 「運動遊びプログラム」を基に、日常の保育活動において体を動かして遊ぶことを取り入れます。</p> <p>[市①] 運動遊びの効果的な実践が図られるよう、保育者への研修を実施します。</p> <p>[市②] 保育所(園)等だけでなく家庭でも実践されるよう、保護者への啓発を行います。(三条版運動遊びプログラム・家庭編)</p>
留意するポイント	<ul style="list-style-type: none"> □ 「お手伝いも含め、1日60分以上体を動かして遊ぶ」ことを目指し楽しく体を動かす機会を意図的に作ります。 □ 多様な動きを経験できるよう、一斉保育と自由遊びをバランスよく取り入れて、遊びを工夫して行います。 □ 個々の発達特性や運動能力の個人差に配慮します。 □ 子どものできたことや成長したところを見つけ、自信や意欲につながります。

2 教育・保育の「計画・実施・評価・改善」サイクルの実践

カリキュラム・マネジメントとは、「目標やねらいの明確化」と「子どもたちへの理解に基づく保育の評価の実施（現状の保育の評価）」を両端に見据え、「保育の質を向上させていくための手立てを考え、実践していく」というプロセス（PDCAサイクル）を見通しをもって実施していくことです。

保育所保育指針には、「保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。」とされています。

PDCAサイクルの思考は、実は保育者であれば誰でもが日頃実践していますが、これを個人的・無自覚で行っているか、組織的・自覚的に行っているかで、子どもたちへの関わり方、ひいては幼稚園・保育所(園)等全体としての保育の在り様が変わってきます。

こうしたカリキュラム・マネジメントの考え方を一人一人の保育者が保育に取り組む姿勢として習慣付け、評価プロセスに主体的に取り組んでいく必要があります。

〔取組 1-(2)-①〕 子ども理解に基づく指導計画の作成・展開と保育内容の自己評価・改善	
【重点】	
取組の目的・方針	<p>一人一人の子どもを理解することが教育・保育の出発点です。</p> <p>子ども理解とは、子どもとの関わりの中で、周囲の状況を含めたその子の姿を捉え、思いや考えを受けとめるとともに、一定期間に見られた育ちや一人一人の「その子らしさ」を理解しようとすることです。</p> <p>また、一般的なクラス指導計画などという「指導」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 園生活全体を通して子どもの発達の実情を把握して一人一人の特性や発達の課題を捉えること。〈子ども理解〉 2 子どもの行動や発見、努力、工夫、感動などを温かく受け止めて認め、共感し、励ましたりして心を通わせること。〈応答的関わり〉 3 園生活の流れや発達などに即した具体的なねらいや内容にふさわしい環境をつくり出すこと。〈環境構成〉 4 子どもの展開する活動に対して必要な助言、指示、承認、共感、励ましなどを行うこと。〈対話的関わり、環境の再構成〉 <p>により構成されます。</p> <p>子ども理解に基づき指導計画を作成し、環境の構成と活動の展開、活動に沿った必要な援助的な関わり、そして、反省と評価に基づいた新たな指導計画の作成という循環を構築します。</p> <p>評価に当たっては、子どもの姿から自身の関わり等を振り返り、確実に改善につなげるよう努めます。</p>
取組の内容	<p>[保①] 子ども理解に基づき指導計画を作成し、保育を行います。</p> <p>[保②] 子ども理解に基づき評価を行い、保育の改善・充実を図ります。</p> <p>記録を活用しながら、園内で「対話・語り合い（保育カンファレンス）」を行い、子どもの行動や保育者の関わりなど、保育における様々な出来事を語り合います。</p>

	<p>[保③] 子ども一人一人の良さや可能性などを多面的に捉え、子どもの理解を深めます。</p> <p>※ <u>取組 1-(4)-② (36 ページ) 中の「日常の保育活動における保育者の育成」を併せて参照してください。</u></p>
留意するポイント	<p><input type="checkbox"/> 日常の中で子どもの姿、エピソード等を気軽に語り合う機会を増やします。</p> <p><input type="checkbox"/> 日々の子どもの姿や自身の関わり（指導の過程）を丁寧に振り返るため、記録（メモ、写真、動画等）に残します。</p> <p><input type="checkbox"/> 実践の振り返りは、日々の記録、写真、ドキュメンテーション等を活用し、工夫して行います。</p> <p><input type="checkbox"/> 対話・語り合いでは、互いの意見を認め合い、遠慮なくフランクに意見を言い合える関係性を構築します。</p> <p><input type="checkbox"/> 対話・語り合いなどで得た気付きは、指導計画の作成と実践に活かします。</p> <p><input type="checkbox"/> 日常業務の効率的な方策について検討し、指導計画の作成や振り返りなどのためのノンコンタクトタイムを確保（捻出）します。</p> <p>※ <u>取組 1-(4)-② (37 ページ) 中の「日常の保育活動における保育者の育成」を併せて参照してください。</u></p>

〔取組 1-(2)-②〕 保育所(園)の保育内容の評価と改善 【重点】	
取組の目的・方針	<p>クラス及び個人の保育における個々の計画も、保育理念・保育方針が示され全体及び個々の年齢に応じた保育目標が掲げられる「保育内容に関する全体計画」に立ち返ります。</p> <p>全体的な計画については、作成時及び振り返り時には、職員間で話し合い、必要な改善につなげていきます。</p>
取組の内容	<p>[保①] 保育理念について、保育者間で共有し「全体的な計画」のイメージについて話し合います。</p> <p>[保②] 保育方針、子どもの保育目標等の各項目について、所(園)長のリーダーシップの下、保育者が協力し全体計画として作成します。</p> <p>[保③] これに基づく保育の実施に当たって、各年齢児の項目などで課題が生じた場合は、クラス担任等だけに任せず、必要に応じて保育者間で共有し、課題解決に向け話し合います。</p> <p>[保④] 全体計画及び実施後の振り返り結果については、可能な限り保護者からも意見を受けることで、より質の高い保育への改善につなげるとともに、保護者との信頼関係を構築していきます。</p>
留意するポイント	<p><input type="checkbox"/> 保育理念のイメージ共有、全体計画の作成及び計画実施の振り返り、並びに保護者意見への対応の検討などには、保育者一人一人が積極的な姿勢で話し合いに参加します。</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者等からの意見に対しては、丁寧に説明します。</p>

3 特別な配慮が必要な子どもへの支援

特別な要因をもっていなくても、子どもは一人一人違う、ある意味「特別な配慮を必要とする存在」です。

一人一人の個性や違いを大切にしながら、集団におけるその子の過ごしづらさを少しずつ解消していくことが肝要であり、保護者からの相談などにおいても、相手の立場や思いに寄り添って対応していかなければなりません。

〔取組 1-(3)-①〕 年中児発達参観の着実な実施	
取組の目的・方針	<p>年中児発達参観は、三条っ子発達応援事業のうち、重点的に進めている「気付き事業」で、子ども一人一人の成長の姿や伸ばしたい力を確認します。</p> <p>その中で支援が必要であるとする気付きについては、職員間で、さらには保護者と共有し早期かつ適切に必要な支援を開始していくことが、その後のよりよい発達につながることから、年中児発達参観を着実に実施します。</p>
取組の内容	<p>[保①] 年中児発達参観を実施し、集団で遊ぶ姿を通して理解力、集中力、注意力及び運動機能、さらに言葉や対人のコミュニケーションなどの育ちを確認します。</p> <p>[保②] 子どもの年中児発達参観の様子、日常の園生活、家庭での姿に係る情報を総合的に考え合わせ、支援が必要と思われる場合は、「個別の発達支援計画」を作成し、保育所と保護者において子どもの全体像を共有した上で一人一人に合った適切な支援を進めます。</p> <p>[市①] 年中児発達参観の実施において、専門的な知見からサポートします。</p>
留意するポイント	<p><input type="checkbox"/> 年中児発達参観の様子や日常の保育の様子等を踏まえ、子どもの姿を総合的に捉えます。</p> <p><input type="checkbox"/> 「個別の発達支援計画」の保護者との共有に当たっては、親としての思いに寄り添うとともに、次の支援へとつなげていきます。</p>

〔取組 1-(3)-②〕 発達支援コーディネーターを中心としたサポート体制の確立	
取組の目的・方針	<p>的確な子ども理解とそれに基づく保育、及び小学校以降を見通した支援のためには、子どもの発達について保育者が共に考え合い、「個別の発達支援計画」を基に、その子に応じた保育を実施していく必要があります。さらには、子どもが通う医療機関や発達支援機関と連携し、情報共有を図りながら保育を進めていくことも必要です。</p> <p>こうした対応を「発達支援コーディネーター」が中心となりよりよい支援を目指す体制づくりを推進していきます。</p>
取組の内容	<p>[保①] 発達支援コーディネーターの役割は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達支援に係る担任保育者への支援 ・配慮が必要な子の保育に係る園内の連携・調整 ・保護者からの相談や関係機関との連携の窓口 <p>[市①] 園における発達支援に係る知識を強化していくため、発達支援コーディネーター研修について、内容の充実を図りつつ受講対象の拡大を検討します。</p> <p>[市②] 個に応じた発達支援においては、子どもの育ちサポートセンターが指導・助言を行います。</p>
留意するポイント	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発達支援コーディネーター及び担任保育者は、日頃から園での子どもの姿を注意深く見守ります。 <input type="checkbox"/> 支援を進めていくに当たっては、家庭、関係機関と連携し、共通認識を深めます。この際、関係者の意見をしっかり踏まえつつ、子どもの姿を総合的に捉えるよう努めます。 <input type="checkbox"/> 個に応じた適切な配慮を行いながら、集団の中でもその子らしく生活できるよう意識し、一人一人の成長を促します。

〔取組 1-(3)-③〕 発達障がいへの理解促進と三条市子ども・若者総合サポートシステムの周知・浸透	
取組の目的・方針	<p>特別な配慮の要否に限らず、子どもは一人一人異なる、ある意味「特別な配慮を必要とする存在」であることへの理解を保護者等に対し促すとともに、早期かつ適切に支援を始めることがその後の子どもの発達に寄与することから、発達障がいへの理解の促進と併せ、三条市子ども・若者総合サポートシステムの周知を図ります。</p>
取組の内容	<p>[保①] 保護者が集まる行事等を通じ、発達障がいへの理解促進を図ります。</p> <p>[市①] 乳幼児健診等の場を活用し、発達障がいに対する保護者の理解・啓発と三条市子ども・若者総合サポートシステムの周知に努めます。</p> <p>[市②] 特別な配慮が必要な子には、幼児期から一貫した支援ができるよう、三条市子ども・若者総合サポートシステムへの登録を促します。</p>
留意するポイント	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周知・啓発の場における説明等においては、親としての思いに寄り添って対応します。

〔取組 1-(3)-④〕 ユニバーサルデザインの視点に立った保育環境の構成	
取組の目的・方針	配慮を必要とする子どもにとって過ごしやすい環境は、多くの子どもにとっても過ごしやすい環境であることから、子どもを取り巻く「人」「もの」「場」などの保育の環境構成を工夫します。
取組の内容	<p>[保①] 子どもが過ごしやすい環境を工夫し整えます。</p> <p>[保②] 見通しをもって、安心して生活できる配慮を行います。</p> <p>[保③] 具体的には、次の点に配慮します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 場の構造化（順番や場所が迷わずにわかる工夫、片付け・整理整頓のための工夫 等） 2 刺激への配慮（視覚・聴覚刺激を軽減する工夫 等） 3 ルールの確立（声の大きさを調節する工夫、座る位置が視覚的にわかる工夫 等） 4 生活の見通し（一日の予定が視覚的に分かる工夫 等） 5 指示の出し方（わかりやすい指示の出し方、視覚情報を活用した指示の出し方 等） 6 集中・注目を促す方法（興味を引き付ける工夫、座る姿勢の保持を促す工夫 等）
留意するポイント	<p><input type="checkbox"/> 見ただけでわかるように、動線や場所などを明瞭にします。[場の構造化、指示の出し方]</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもたちが迷わず自発的に活動できるよう工夫します。[場の構造化]</p> <p><input type="checkbox"/> 不要・不快な聴覚、視覚の刺激を極力排除します。[刺激への配慮]</p> <p><input type="checkbox"/> 視覚化やトークンを活用し、決めたルールを守れるように工夫します。スモールステップで主体的に取り組みやすい工夫を行います。[ルールの確立]</p> <p><input type="checkbox"/> 話の前に興味・関心を引き出します。[指示の出し方]</p> <p><input type="checkbox"/> 曖昧な言葉（「しっかり」「ちゃんと」等）を避け具体的に伝えます。[指示の出し方]</p>

4 保育者の資質や専門性の向上

保育の質を向上させていく上で最も重要な要素は、保育者という「人材」です。子どもとの関わりにおいて、同じ環境条件で実践したとしても、そこで構成される保育の流れや子どもたちが感じ取る体験は、保育者の関わり方に左右されます。

このことをしっかり意識し、保育に係る様々な専門的知識を身に付けていくことに加え、保育者として自らの在り方を改めて意識していく必要があります。

しかし他方で、「子どもは一人一人違う」と同じように、保育者も一人一人違います。保育者同士それぞれの個性を尊重し合い、自分の得意なところを活かしながら保育者が生き生きと自信を持って保育に取り組むことで、子どもたちの成長において大切な、多様な人との関わりを育むことができます。

	【取組 1-(4)-①】 保育者の資質の向上 【重点】
取組の目的・方針	<p>保育所保育指針では、「子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となる。」としています。</p> <p>保育者は子どもと全人的な関わりを持つ立場であり、子どもの育ちにおける行動モデルにもなります。園生活の中で子どもは保育者の言動に触れ、行動の仕方や価値観を取り入れていきます。</p> <p>保育者の動作や言葉遣い、挨拶の仕方、物の扱い方、整理の仕方などの具体的な振舞いから、相手への気配りや道徳性などの人としての在り方までもが、子どもの中に取り込まれます。</p> <p>また、これは子どもに対してのものばかりでなく、保育者同士のやり取りも同様に子どもに影響を与えます。</p> <p>このことから、保育者は、道徳的な規範意識、正しい生活習慣、社会人としてのマナー・一般常識、そしてそれらを適切に表すコミュニケーション力など、日頃の行動に表れる自己の資質を磨いていく必要があります。</p> <p>「大人が一生懸命やっていると、不思議なことに子どもたちもきちんとやるんですよ。」「保育士の動き（行動）が、子どもたちにうつるんです。」こうした言葉に表れてきます。</p>
留意するポイント	<p>愛情</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「子どもが好き」という気持ちを根本に持ち、愛情をそそぎます。 <input type="checkbox"/> 子どもの心に寄り添いながら、温かく肯定的な言葉を掛け、その子の良さや可能性を見付け伸ばしていきます。 <p>コミュニケーション力</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 子ども、保護者、他の保育者、地域、関係機関等、様々な人と積極的に関わっていきます。 <input type="checkbox"/> 相手の思いや考えを受け入れ、伝え合いながら、共に教育・保育を推進していく関係を築いていきます。 <p>使命感</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 一人一人に生きる力の基礎となる3つの資質・能力を育み、幼児教育を推進していく重大な責任を自覚し、情熱をもって自己研鑽に励みます。

	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">柔軟性</div> <input type="checkbox"/> 子ども一人一人の心の動きに沿い、一人一人に応じた関わりを持ちます。 <input type="checkbox"/> 他の人の意見にも耳を傾けながら、共に子どもの主体性を育みます。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">忍耐力</div> <input type="checkbox"/> 子どもの発達過程を十分に理解し子どもの成長に根気よく寄り添います。 <input type="checkbox"/> 結果や解決を急いで導き過ぎないように、子どもを見守り支えています。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">包容力</div> <input type="checkbox"/> 子どもや保護者の思いや願いを受け止めて温かい人間関係を作ります。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">組織力</div> <input type="checkbox"/> 幼児教育に携わるチームの一員として、組織としての課題解決能力や保育者相互の力量を高めていきます。

	〔取組 1-(4)-②〕 保育者の専門性の向上	【重点】
取組の目的・方針	<p>一般的に専門性は、「知識」「技術・技能」及び「実践力」で構成されますが、保育者にとっては、「知識」や「技術・技能」は保育の対象である子どもの状況によって発揮されるため、特にそれらに裏付けられた「実践力」が求められます。</p> <p>これら基本的な専門性の構成要素を前提に、保育という専門分野で高めていくべき力としては、次のような能力が求められるとされています。</p> <p>1 専門基礎力 保育者として持つべき基本的知識や表現技術、保育の理念、保育の展開の方法などであり、保育者の共通言語、様々な保育活動の根拠ともなります。</p> <p>2-1 子ども理解力 / 2-2 実践構成力 / 2-3 洞察・判断力 保育の場で子どもと関わり合って環境構成していくための、技術・技能と実践力に裏付けられた、保育者の役割の遂行能力です。</p> <p>3 成長力 他の保育者と共に行う客観的な振り返り・評価を適切に実施する姿勢は、専門家として不可欠な改善行動（成長）につながることから、一つの能力と位置付けられます。</p> <p style="text-align: center;">〈保育者の専門性の概念図〉</p>	

	<p>専門性を身に付けるため、対話・語り合いなどを通じた日常の保育活動における保育者の育成をはじめ、園内研修や園外研修などを積極的に推進します。</p> <p>また、これらの枠組みを基本としつつも、各幼稚園・保育所(園)等が全体として教育・保育の質を向上させていくため、保育において身に付けるべき専門基礎力(知識や技術・技能)に係る研修等や、日常の保育において必要な子ども理解力や実践構成力などを培っていくための視点について整理し、共通認識を持つ必要があります。</p> <p>これらの専門的な知識等を基にした振り返りで適切に改善を図っていくことで、保育者としてより成長していく力が育まれます。</p>
<p>取組の内容</p>	<p>日常の保育活動における保育者の育成</p> <p>[保①] 日々の保育や行事の計画・準備において、担当の保育者は先輩保育者等に対し状況を積極的に共有し、先輩保育者等はそれに対し共に考え丁寧に指導します。</p> <p>※ <u>取組 1-(2)-① (29 ページ・30 ページ) を併せて参照してください。</u></p> <p>園内研修</p> <p>[保②] 日頃の保育活動の振り返りから気づきを得て、自らの保育技能を向上させつつ改善につなげるため、対話・語り合いを積極的に行います。</p> <p>※ <u>取組 1-(2)-① (29 ページ・30 ページ) を併せて参照してください。</u></p> <p>[保③] 園の保育計画やクラスの指導計画は、評価に基づき保育者間で話し合い作成します。</p> <p>※ <u>取組 1-(2)-① (29 ページ・30 ページ) 及び 1-(2)-② (30 ページ) を併せて参照してください。</u></p> <p>[保④] 職員の専門性を高めるため、分野・課題に応じた園内研修を計画的に行います。</p> <p>園外研修</p> <p>[保⑤] 課題に応じた研修会などで、有効性が高いと考える内容のものについては、積極的に参加します。</p> <p>自己学習</p> <p>[保⑥] 研修等により受けた気づきや身に付けた知識を確かなものとし自分に定着させていくため、自己学習に努めます。</p> <p>育成基盤の強化、研修への支援</p> <p>[市①] 保育において身に付けるべき専門基礎力(知識や技術・技能)に係る研修等や、日常の保育において必要な子ども理解力や実践構成力などを培っていくための視点について整理した上で、保育者の育成計画を作成します。</p> <p>[市②] 課題に応じた市主催研修会を開催するほか、外部で開催される園外研修への参加、自己啓発の活動を支援します。</p>

留意する
ポイント

日常の保育活動における保育者の育成

- 保育業務で気付いた課題や疑問点を先輩保育者（又は同僚）に相談し、先輩保育者等はそれに対し、単に対処方法等を示すだけでなく、「なぜそういう対応を取っているか」「子どもにとって具体的にどう大切か」などを探りながら具体的に教えます。
- 日頃から、しっかり問題意識を持って保育活動に取り組みます。（自分なりに「何のため」を意識し、保育に取り組みます。）
- 経験の深浅にかかわらず、誰もが周囲に教える立場となることから、日頃の保育活動においてもしっかり考えながら行動していくことはもちろん、必要により自己学習し、知識や考え方を確かなものとしていきます。（「他に教えること」は効果的な学習方法です。そのプロセスそのものが自らの知識等の定着にもつながります。）

※ 取組 1-(2)-① (29 ページ・30 ページ) を併せて参照してください。

園内研修

- 園内研修では、「自分ならどう対応するか」「本来どうすべきだったのか（問題意識）」を自分事として真剣に考えます。
- 園内研修は、互いに自己開示ができて自分の思いや見方を率直に出し合い対話できる場となるよう、また、そうした思いや見方に共感し合う場となるよう心掛けます。（共に保育を探究する関係性の中で、それぞれが自分の思いや見解を出し合うことで、経験の深浅を問わず、双方の学びにつながります。）
- 研修時間の捻出に苦勞する中、職場における研修は、いつも全員で実施できるとは限らないことから、実施方法について工夫するよう努めます。（例えば、互いの意見や思いが出せるようにあらかじめテーマを周知し、「コメントを書き込む」「メモを貼る」等で意見集約を事前に行うなどすることで、時間の効率化とともに、全員参加でき組織としての一体感にもつながります。）

園外研修

- 研修で学んできた知識等は、保育所（園）内で共有します。この際、単に資料を回覧するだけではなく、研修参加者が他に伝える場（勉強会）を持つなど、「他に教えること」によって、得た知識等を確かなものとして定着させます。
- 研修で学ぶ内容から保育者としての自らの在り方を問い直す機会とするほか、他施設の保育者（参加者）との交流により、保育者として相互支援につながる関係づくりの機会とします。

施策2 幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携の深化

幼児期は、学びの芽生えの時期とされています。遊びの中で楽しいことや好きなことに夢中になることを通じて様々なことを学んでいきます。

また、小学校では、課題を自分のこととして受け止め計画的に学習を進め学んでいきます。

幼児期の遊びの中での学びによって、幼児期の終わりまでに育てほしい「10の姿」を育てつつ、「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力・人間性等」といった、小学校での学びを支える大切な資質・能力を養います。

この「接続期」という成長過程を滑らかに進ませること、つまり、子どもが安心して入学し、前向きに小学校生活を送ることができるようにすることが、幼稚園・保育所(園)等と小学校の連携の目的です。

入学後の子どもたちが、幼児教育と小学校教育の違いや変化にギャップを感じ学校生活に適応できなかつたり、不登校になったりすることがないように、連携した体制により適切なサポートを行っていきます。

1 幼保小の連携・交流活動の推進

幼稚園・保育所(園)等から小学校に入学する子ども達は、大きな環境変化に、期待感とともに不安感を持っています。入学を迎えた全ての子どもが安心して楽しく学校生活を送るために幼稚園・保育所(園)等と小学校の子どもたちの交流活動を推進します。

さらに、子どもの接続期に携わる幼稚園・保育所(園)等の担任と小学校の担任が、それぞれの場における子どもの育ちや学びの環境への理解を相互に深めるため、交流や情報交換などを行う連携の場を充実させます。

〔取組2-(1)-①〕 幼保小交流活動の充実	
取組の目的・方針	年長児が不安感なく学校生活を送るために、幼児と小学校児童及び職員が様々な活動を通して交流します。交流活動をすることにより、就学に向けての自信や期待を高め不安を和らげます。 また、適切に保育や指導を実践していくため、幼児期と小学校期の子どもの姿を共有し、また、幼稚園・保育所(園)等と小学校の接続期の担任同士の交流を推進します。
取組の内容	[保①] 次の交流活動を推進します。 1 幼保小交流活動(幼稚園・保育所(園)等の児童と小学校児童による縦の関係の交流活動) 2 幼保・保保交流活動(幼保、保保の年長児同士による横の交流活動) 3 職員交流活動(接続期を担当する保育者同士又は保育者と小学校の担任が、子どもに係る情報の引継ぎに加え、幼児期と小学校期の育ちや学びの質・環境の違いを理解するための交流活動)

	<p>[市①] 各種交流活動の効果がより上がるよう、取組の在り方について改めて検討し、必要な改善を図ります。</p> <p>[市②] 幼稚園・保育所(園)等及び小学校への訪問や各種交流活動の報告書等から、実践の好事例を共有し取組全体としての質の向上を図ります。</p>
<p>留意するポイント</p>	<p>幼保小交流活動、幼保・保保交流活動</p> <p><input type="checkbox"/> 交流の取組検討の中では、自己肯定感を高めることや自立への基礎を養うことに留意し進めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 同年齢(横の関係での交流)や異年齢(縦の関係での交流)の場で経験したことを振り返り、担任や家族にも伝えるなど、子どもが様々な人と関わりながら自己を発揮できるようにします。そのような子どもの関わりや姿の共有は、学級運営に期待ができるほか、家庭との信頼にもつながります。</p> <p>幼保小交流活動</p> <p><input type="checkbox"/> 年長児に学校行事や教科学習等を体験させることで、小学校や小学生を身近に感じさせ、学校生活への期待感や安心感をもたせます。</p> <p><input type="checkbox"/> 年長児と小学生の双方の学びとなることから、子どもの自発的な、就学を意識した交流の工夫を行います。</p> <p>幼保・保保交流活動</p> <p><input type="checkbox"/> 幼保・保保(横の関係)で一緒に運動遊びや体験活動を行うことにより仲間意識を育み、入学への期待をもたせます。</p> <p>職員交流活動</p> <p><input type="checkbox"/> 保育参観、授業参観等の実施のほか研修会の開催により、幼稚園・保育所(園)等と小学校との相互の教育の内容や性質、子どもの反応の違いなど、対象となる子どもたちへの理解を十分に深めます。</p> <p><input type="checkbox"/> 入学後の授業参観や情報交換会において、就学前の年長児担任と就学後の1年生担任が、子どもの育ちや学びについて情報を交換し、指導に活かします。</p> <p><input type="checkbox"/> 交流活動の打合せ会議(グループワーク等)では、PDCA(計画・実行・評価・改善)をしっかりと管理し、取組の改善・向上を図ります。</p> <p>※ グループワークの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の子ども姿は、所期のねらいを達成しているか。 ・ 活動内容は、子どものこれまでの経験や学びを生かして主体的に取り組めるものであったか。 ・ 保育者と小学校教員の子どもへの関わりは適切であったか。 ・ 実施後に子どもの活動や言動(姿)に変化はあったか。

〔取組 2-(1)-②〕 幼保小連携会議の充実	
取組の目的・方針	<p>子どもの育ちを中心に据えた対話を通して幼保小相互の理解を深め、年間を通した効果的な交流活動を実践していくため、学園區ごとに「幼保小連携会議」を構成します。</p> <p>また、幼児教育と小学校教育との連携を推進し、育ちや学びの連続性を踏まえた幼児教育の取組を具体的に実践していくため、「幼保小連携会議」の構成単位で「実務者会議」を構成します。</p>
取組の内容	<p>[保①] 幼保小連携の理解を深め、学園區の実態や前年度の取組の振り返りを基に年間を通した交流活動計画を立てます。</p> <p>[保②] 交流活動計画の下、交流活動を実践し、活動による具体的な成果や課題を整理し話し合います。</p> <p>[市①] 幼保小連携会議や、その中の実務者会議の開催や、参加者の研修等を支援します。</p> <p>[市②] 子どもの育ちや学びの接続期のサポートの在り方に対する保育所(園)等と小学校との意識合わせを促進し、個別・具体の連携の取組の質を向上させていくため、会議開催のタイミングや参加者が持つべき視点、会議の運営方法など、各会議の活性化について適宜検討し、必要な見直しを図ります。</p>
留意するポイント	<p>□ 取組の計画は、前年度の成果や課題にしっかり立ち返り作成します。</p> <p>□ 子どもの育ちや学びの接続期のサポートの在り方、幼児教育と学校教育との違い、目指す子どもの姿などについて意見交換し考えを共有する中で、会議参加者全員の幼保小連携の趣旨・目的に対する理解を十分に深めます。</p> <p>□ 学園區の子どもの姿や育ちについて十分に情報交換し、幼稚園・保育所(園)等と小学校との相互の理解を深めます。</p> <p>□ 交流活動等を振り返り、現状の子どもたちの姿と目指す子どもの姿とをしっかりと検証し、何ができていて何ができていなかったか、なぜできていなかったか、どうすればできるかなど、成果や課題を共有します。</p>

2 育ちのつながりを意識した関わり・指導

遊びや生活から総合的に学ぶ幼児期の教育課程と、各教科等の学習内容を系統的に学ぶ小学校の教育課程は大きく異なりますが、幼児教育においても、学校教育においても、目指すところは「3つの資質・能力」を育てていくことに違いはありません。

しかし、小学校に入学したばかりの1年生にとって、すぐに教科学習に入ることは大きな壁があります。そのため、接続期の活動を工夫することにより、子どもの育ちや学びの連続性・一貫性を確保する必要があります。

そのため、幼児期において「生活する力」「かかわる力」「学ぶ力」を伸ばすための具体的ポイントをまとめた「安心わくわくプログラム」及び入学後2週間の学習指導計画をまとめた「スタートモデルカリキュラム」を基本に、接続期のつながりを意識した丁寧な指導を実践します。

〔取組2-(2)-①〕 保育参観・授業参観等の充実	
取組の目的・方針	<p>幼稚園・保育所(園)等と小学校が相互に保育や授業を参観したり、体験し合ったりすることにより、幼児教育と小学校教育の違いや、接続期の子どもの姿とともに保育方法や指導方法を工夫していくための気づきを得ます。</p> <p>幼児教育における遊びの中での学びと小学校教育の自覚的な学びとの双方の特長を取り入れながら、接続期の子どもの学びを考えていきます。</p> <p>また、就学前の保育参観や就学後(1年生)の授業参観における情報交換の中で、子どもの引継ぎを丁寧に行います。</p>
取組の内容	<p>[保①] 子どもに対し、小学校入学後の生活や指導方法を見据えた保育を実践するヒントを得るため、授業参観や小学校教諭体験を実施します。</p> <p>[小①] 幼児教育における遊びの中での子どもの学びの性質を捉え、幼児教育で身に付くことや幼稚園・保育所(園)等での経験を小学校での指導に活かすため、保育参観や保育士体験を実施します。</p>
留意するポイント	<p><input type="checkbox"/> 授業参観や小学校教諭体験により、小学校生活に馴染みやすいように年長児が身に付けるべき基礎的な力や「育てたい具体的な子どもの姿」をイメージします。</p> <p><input type="checkbox"/>※ 保育参観、保育士体験により、日々の授業のヒントを見つけます。</p> <p><input type="checkbox"/>※ 特別な支援を必要とする子どもの様子や支援方法を理解します。</p>

「※」：小学校教諭が留意するポイント

〔取組 2-(2)-②〕 「安心わくわくプログラム」「スタートモデルカリキュラム」の活用・浸透	
取組の目的・方針	小学校入学後、子ども達が安心して自ら学びを広げていくことができるようにするため、幼児教育と小学校教育の違いを踏まえつつ接続期のつながりを意識して、幼稚園・保育所(園)等の教育内容や小学校の指導方法について相互理解を深め、円滑な接続に向けた指導方法等の改善をします。
取組の内容	[保①] 年長児担任が小学校就学前(1月から3月まで)に、「安心わくわくプログラム」を活用して、小学校入学後の生活や指導方法を見据えた経験を促します。
	[小①] 1年生担任が小学校入学後の2週間程度の期間で「スタートモデルカリキュラム」を活用して、幼児期からの経験とつながりを意識して丁寧に指導を行います。
	[市①] 幼稚園・保育所(園)等及び小学校の訪問時や、保育者・小学校教諭を対象とした研修等で、「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」の活用、浸透を図ります。 [市②] 幼保小連携会議等で、「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」による実践結果を振り返り、必要により実践方法の見直し(改善)を図ります。
留意するポイント	<p>□ 「安心わくわくプログラム」を就学前の指導計画に取り入れるとともに、同プログラムの「子どもの育ちチェック表」に照らし子どもの姿を確認します。</p> <p>□※ 「スタートモデルカリキュラム」を基に、小学校入学当初は生活科を中心に合科的・関連的な指導と弾力的な時間割の設定をします。</p> <p>□ 幼保小連携会議や研修会等において「安心わくわくプログラム」及び「スタートモデルカリキュラム」の実践例を共有し、子どもの姿についての成果や課題等を意見交換して、実態に合わせて両指針の見直しや改善を図ります。</p>

「※」：小学校教諭が留意するポイント

3 確実な引継ぎ・継続的な支援

保育所児童保育要録等の引継ぎにより一人一人の子どもの育ちと学びをきめ細かに、かつ、確実につないでいきます。

また、特別な支援が必要な子どもについては、就学後も個に応じた配慮が必要となる場合があるため、個別の発達支援計画を活用しながら、途切れることなく一貫した支援を継続していきます。

〔取組 2-(3)-①〕 個別の発達支援計画等の活用	
取組の目的・方針	<p>特別な支援や配慮を必要とする子どもの育ちと学びをつなぐためには、個別の発達支援計画を活用し、一人一人の子どもの状況に応じた、きめ細かな指導と支援ができるように、個別の目標、支援・配慮事項を明確にし、関わる保育者等全職員が共通理解の基に保育を進めます。</p> <p>また、幼稚園・保育所(園)等での支援を小学校へ確実に引き継ぎます。</p>
取組の内容	<p>[保①] 幼稚園・保育所(園)等では、個別の発達支援計画の保護者との共有を図り、子どもの育ちと学びをつなぐため、小学校へ確実に引き継ぎます。</p> <p>[保②] 子どもの支援については、担任のみで抱えることなく保育所(園)内全体で子どもを支援する体制を作ります。</p> <p>[保③] 設定した目標と指導の手立てについて複数の保育者で評価し、必要により見直しを図ります。</p>
	<p>[市①] 幼稚園・保育所(園)等における個別の発達支援計画の運用を支援するとともに、引継ぎ先である小学校における活用を促します。</p>

〔取組 2-(3)-②〕 三条市子ども・若者総合サポートシステムによる支援	
取組の目的・方針	<p>特別な配慮が必要な子どもの支援について、関係する機関と情報共有し有機的な連携を図りより有効な支援につなげていく仕組みである三条市子ども・若者総合サポートシステムの保護者への浸透を図るほか、必要により同システムへの登録を勧め、子どもの支援体制の構築につなげます。</p>
取組の内容	<p>[保①] 保護者に対し広く情報提供を行います。</p> <p>[保②] 必要により、三条市子ども・若者総合サポートシステムへの登録を勧めます。</p>
	<p>[市①] 三条市子ども・若者総合サポートシステムの周知・浸透に努めます。</p> <p>[市②] 必要により、三条市子ども・若者総合サポートシステムへの登録を勧めます。</p>

施策3 家庭、地域と連携した育ちの支援の充実

1 家庭の教育力の向上支援

教育は家庭から始まり、家庭教育は子どもたちの健やかな育ちの基盤です。

そして、子どもは、家族との愛情に満ちたふれあいを通して基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他に対する思いやりや善悪の判断、基本的倫理観、自制心や自立心などを身に付けるものであり、家庭教育は重要な役割を担います。

すべての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、子どもの育ちを家庭と連携して支援します。

〔取組3-(1)-①〕 保護者との信頼関係の一層の向上

取組の目的・方針	<p>保護者に対する子育て支援において保育者の役割は、保護者の話をよく聞き、保護者が自分で解決していくための方法を導き出せるようサポートし、自己決定を支えていくことです。</p> <p>保育者が行う保護者支援は、子育てに関する的確な情報や技術などを子どもの個々の発達に応じて伝えていくことが主になります。その中で、保護者の認識と実際の姿とのギャップを補うことも求められます。</p> <p>また、他の子との比較による不安やその子ども特有の状態に対する不安を感じる保護者も少なくありません。</p> <p>その不安に寄り添い理解した上で、保育者として今大切にしたいことを保護者と共有できるよう努めます。</p> <p>保育者と保護者とが「子どもをまんなか」に、考えや思いを共有する中で、相互に支え合う関係が築かれ、信頼関係が確かなものとなります。</p>
取組の内容	<p>[保①] 保育者と保護者の日々の自然な関わりの中で互いに自己の思いを共有し合うことが大切であり、そのためには、日々の送迎時の会話を始めとして、連絡帳、個別面談などの環境整備を工夫します。(和やかな雰囲気の中で日々の子育てについて話すうちに、互いに助け合う関係性が築かれます。)</p> <p>[送迎時の会話] 朝夕は忙しい時間帯ですが、明るく挨拶を交わすことの積み重ねが保護者との信頼関係を築く第一歩です。その日の出来事に加えて、子どもの最近の変化やできるようになったことなどを簡潔に伝えます。保護者にとっては、子どもの成長を知ることや、子どもの成長を他者に認めてもらうことが大きな励みになります。</p> <p>[連絡帳] 双方向の有効なコミュニケーションツールのため、そのやり取りを通して保育者と保護者との間にパートナーシップが築かれます。また、保護者にとっては、保育所(園)での子どもの姿を具体的に知ることによって子どもの行動の意味への理解が深まり、不安の解消にもつながります。</p>

留意するポイント	<input type="checkbox"/> [送迎時の会話] 保護者の気持ちや状況を考えながら、子どもの様子や成長をわかりやすく伝えます。 <input type="checkbox"/> [送迎時の会話] 多くの保育者の目で見守っている姿を見せ保護者の安心感につなげるため、時には所(園)長などの他の保育者の言葉を借りるなど、工夫します。「(所長先生もすごく褒めてました。」「○○先生もお子さんに『ありがとう』と言っていました。」など) <input type="checkbox"/> [連絡帳] 子どもに関するうれしい出来事や悩み、成長などを個別に保護者と共有する重要なツールであることをしっかり認識し、記述する言葉一言一言を大切に伝えます。
----------	---

〔取組3-(1)-②〕 家庭教育講座の充実	
取組の目的・方針	<p>家庭教育は、すべての教育の出発点です。家族の触れ合いを通して、子どもが、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で重要な役割を果たしています。</p> <p>このため、保護者に対して、学ぶ機会を提供します。</p>
取組の内容	<p>[保①] 保育所(園)の行事などの保護者が集まる機会を使い、幼児期における子どもとの関わり方や保護者としての心得、さらに子育てのヒントなどの子どもの成長に合わせた内容の講座や、子どもの成長や発達に大きく影響を及ぼす要素である睡眠や食事を捉えた「眠育」「食育」などの特定の視点での講座を開催します。</p> <p>[市①] 講座メニューを整えるとともに、年間の園での実施計画を作成します。</p> <p>[市②] 講座は、家庭での実践につながるよう、家庭の子どもの様子や、講義内容に関する意見、不明点などを逐次保護者から引き出しながら進行を図り、講義内容に対する保護者の理解を深めます。</p>
留意するポイント	<input type="checkbox"/> 講座で学んだことを家庭で実践してもらえよう、送迎時の会話や連絡帳、あるいはアンケートなどを活用し、家庭で実践してみた感想や子どもの変化などを問い掛けます。

〔取組 3-(1)-③〕 家庭への情報発信	
取組の目的・方針	<p>保育者の考えや思いを保護者に知っていただくことは、保育者と保護者との間のパートナーシップや信頼関係を高めるために不可欠です。</p> <p>このため、おたよりや掲示板の掲示物などの幼稚園・保育所(園)から家庭への情報の発信は、年間の行事等のお知らせだけでなく、保育目標や保育理念などのほか、家庭教育の大切さ、子育てに関するアドバイスなどについて知っていただく場であることを意識し各種情報の発信に努めます。</p>
取組の内容	<p>[保①] おたよりや掲示板は、子どもの年齢(発達)の特徴とそれに対する保育者の実際の関わりや、年齢(発達)に応じた子ども同士の関わりの姿の変化など、日々保育者がどういう意図や願いをもって保育を実施しているかを伝えるツールとしても活用します。</p> <p>[市①] 家庭教育講座や眠育講座など、家庭教育を支援する講座・事業を企画し実施します。</p> <p>[市②] 幼児教育や子育てに役立つ情報のリーフレット等を配布するなどし、啓発に努めます。</p>
留意するポイント	<p>□ おたよりや掲示板は、保育所の行事等の季節的な旬な情報や、子どもの育ち・発達においてその時々で保護者が知っておくべき情報について、タイミングを逃さずリアルタイムで発信します。</p> <p>□ どんなによい内容でも、実際に目を通してもらえなければ伝わりません。おたよりや掲示板は、読みやすくわかりやすい端的な記述に努めるとともに、保護者に読んでもらえるよう工夫します。</p>

〔取組 3-(1)-④〕 家庭教育や子育てに関する相談の実施	
取組の目的・方針	<p>保育所保育指針には、「保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重すること。」とあります。</p> <p>相談を持ち掛けられた際には、小さな悩みであっても真剣に向き合い、教育・保育の専門職として客観的な視点でアドバイスしつつも、保護者の立場を尊重した肯定的な姿勢に心掛けます。</p>
取組の内容	<p>[保①] 幼稚園・保育所(園)等においては、保護者の悩みや不安に対し真摯に相談に応じます。(相談の内容によって必要により相談室などへ導き対応します。)</p> <p>[保②] 悩みや不安を相談できる機関の紹介を適宜行います。</p> <p>[市①] 発達や心理面に不安のある子どもの特性に適した子育ての相談に対応するため、「子どもの発達・子育て相談」を実施します。</p> <p>[市②] 子どもにまつわる諸制度や子どもの発達、子育ての悩みに対応するため、ラインによる「子どもなんでも相談」を実施します。</p>
留意するポイント	<p>□ 安心感を与えることに留意しながら、保護者の話をよく聞きます。</p> <p>□ 相談内容のプライバシー性に十分配慮しながら、相談を受け付ける場を選択します。</p> <p>□ 保育者が話を聞きながら整理し、相談内容を明確にして対応を進めます。</p>

2 地域との連携

子育て支援センターや幼稚園・保育所(園)等は、地域に開かれた身近な子育て支援の専門機関であり、子育て中の親子が気軽に集え交流できる場となる拠点です。

親子や親同士の関係性を高めるほか、地域の人的資源との交流・連携を図ることで子どもが人と関わっていく資質を育みます。

〔取組3-(2)-①〕 親子が気軽に交流できる拠点づくり	
取組の目的・方針	<p>保育所保育指針では、「保育所は、(略)、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。」とあります。</p> <p>子育て支援センターの広場事業や園庭開放など、保育の専門的機能を地域の子育て支援において積極的に展開します。</p>
取組の内容	<p>[保①] 子育て支援センターの広場事業において、遊びの中で親子の触れ合いや親同士の交流を促進します。</p> <p>[保②] 園庭開放に当たっては、より利用していただきやすい雰囲気づくりに努めるとともに、積極的に地域の親子と子どもたちとの交流を図ります。</p>

〔取組3-(2)-②〕 地域の子育て資源の積極的な活用	
取組の目的・方針	<p>地域で子育て支援を行う団体も多様化しています。ボランティア活動等の地域の小中高生や高齢者など、地域における様々な団体の活動と連携して、保育を進めていくことも大切です。</p> <p>地域の団体と連携した取組を通じた日頃接しない「お客さま」との触れ合いの中で、子どもにとっては多様な人との関わる力が育まれます。</p>
取組の内容	<p>[保①] 地域の小中高生等との触れ合いは、子どもたちと小中高生等との双方にとって良い経験となることから、そうした場を創出するよう努めます。</p> <p>[保②] 子どもたちの、他に対する優しさや思いやりの気持ちを持つことにつながるよう、地域の高齢者との交流に努めます。</p>

第4章 第3次幼児教育推進プランの推進

《プランの取組の概況把握》

次の年間スケジュールにより、プランの取組の概況を把握し、幼児教育推進会議から評価、意見をいただきます。

幼児教育推進会議	子育て支援課	保育所(園)等
		(年度初め) ○プラン施策の各取組項目の目的・方針の確認 (各取組の推進) (目的意識を持った保育の実践) (2月) 【各保育所(園)等で振り返り】(※) ○所(園)長：「取組の内容」の項目の実施について振り返り(取組状況評価) ○職員：「留意するポイント」の項目の実践について振り返り(自己評価)
	○状況集約	
(5月) ○各施策の取組状況の確認、評価	○会議報告	
	○必要に応じて ・プランの見直し ・新たな取組の検討	

※ 「各保育所(園)等での振り返り」について

次の視点により日頃の保育活動の振り返りを実施します。

プランの冊子ページを開き振り返り(自己評価)を実践することにより保育者が改めて趣旨、目的や方針に目を留める機会とするとともに、その集約結果については保育の質の向上を図るために各取組のどの部分に以後気を付けていく必要があるか推し量るための参考とします。

(1) 所(園)長による「取組の内容」項目の実施の振り返りについて

幼児教育推進プランで掲げた取組の「取組の内容」の事項について、幼稚園・保育所(園)等における実施状況を確認します。(実施されているか否か)

(2) 職員による「留意するポイント」項目の実践の振り返りについて

幼児教育推進プランで掲げた取組の「留意するポイント」に基づき保育者が実践している保育の在り様を確認します。(効果的に実践されているか否か)

資 料

1 三条市幼児教育推進会議要綱（平成22年3月教育委員会告示第1号）

（設置）

第1条 次代を担う人材の育成において、生涯にわたる人格形成の基礎を担う幼児教育の重要性はますます大きくなっている状況を踏まえ、本市の幼児教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、三条市幼児教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 幼児教育の推進に関する施策の総合的な行動計画の策定及びその行動計画の進捗状況に関し意見を述べること。
- (2) 幼稚園、保育所（園）、認定こども園及び小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の連携の促進並びに小学校就学前の子どもの育ちを支える体制の整備に関し意見を述べること。
- (3) その他幼児教育の推進に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 幼稚園関係者
- (3) 保育所（園）関係者
- (4) 認定こども園関係者
- (5) 小学校又は義務教育学校の前期課程の関係者
- (6) 中学校又は義務教育学校の後期課程の関係者
- (7) 保護者の代表
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長等）

第5条 推進会議に会長及び副会長を各1人置き、それぞれの委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、三条市教育委員会事務局子育て支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 三条市幼保小連携会議要綱 (平成22年3月教育委員会告示第2号)

(設置)

第1条 本市の幼児教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するに当たり、その重要な役割を担う幼稚園、保育所(園)、認定こども園及び小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の連携を深め、幼児教育全体の質の向上を図るため、各中学校区及び義務教育学校区に幼保小連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議は、三条市教育委員会及び他の連携会議と連携を図りながら、次に掲げる事項の協議を行う。

- (1) 幼稚園、保育所(園)及び認定こども園における幼児教育の当該中学校区内の推進に関すること。
- (2) 幼稚園、保育所(園)、認定こども園及び小学校間の情報交換、交流及び研修に関すること。
- (3) その他幼児教育に係る連携に関すること。

(構成)

第3条 各連携会議は、別表の当該中学校区又は義務教育学校区内の幼稚園、保育所(園)、認定こども園及び小学校により構成する。

(会議等)

第4条 連携会議に代表者会議及び実務者会議を置く。

2 代表者会議は、当該連携会議を構成する幼稚園、保育所(園)、認定こども園及び小学校(以下「構成機関」という。)の代表者をもって組織し、当該連携会議が円滑に機能する環境の整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 当該連携会議の運営体制に関すること。
- (2) 当該連携会議の年間活動方針に関すること。
- (3) 当該連携会議の活動の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該連携会議の目的を達成するために必要な事項

3 実務者会議は、当該連携会議の構成機関の実務者をもって組織し、幼児教育と小学校教育との連携を推進し、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図るた

め、当該連携会議の構成機関において実施する次に掲げる事項について協議する。

- (1) 教員及び保育士の交流及び研修に関すること。
- (2) 幼児及び児童の交流及び情報の交換に関すること。
- (3) 幼児教育及び小学校教育の連携に係る課題の研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実務者会議の目的を達成するために必要な事項（意見の聴取等）

第5条 連携会議は、必要があると認めるときは、当該連携会議の構成機関以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 連携会議の庶務は、当該連携会議の代表者会議において指定された構成機関において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、連携会議が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

幼保小連携 会議名	構成機関	
	小学校	幼稚園、保育所(園)及び認定こども園
三条嵐南学園区 幼保小連携会議	嵐南小学校	嵐南保育所、本成寺保育園、北陽保育園、きらきら保育園、なでしこ青空保育園
一ノ木戸ポプラ 学園区幼保小連 携会議	一ノ木戸小学校	三条白百合幼稚園、にじいろ保育園、一ノ門わくわく保育園、田島わくわく保育園、認定こども園インマヌエル・ルーテル幼稚園
三条学園区幼保 小連携会議	裏館小学校、上林小学校	宝塔院幼稚園、裏館保育所、石上どれみ保育園、認定こども園松葉幼稚園
四ツ葉学園区幼 保小連携会議	井栗小学校、旭小学校、保内小学校	保内保育所、塚野目保育所、ふじの木保育園
瑞穂学園区幼保 小連携会議	西鱈田小学校、月岡小学校	鱈田保育所、月岡保育所、聖公会聖母こども園
三条おおじま学 園区幼保小連携 会議	大島小学校、須頃小学校	須頃保育所
さかえ学園区幼 保小連携会議	栄中央小学校、栄北小学校、大面小学校	栄中央保育所、あいあい保育園、川通どれみこども園
ただの郷学園 区幼保小連携会 議	長沢小学校、笹岡小学校、大浦小学校、森町小学校、飯田小学校	千代が丘保育所、おぎぼり保育園、いいだ保育園、あらさわ保育園
大崎学園区幼保 小連携会議	大崎学園	つくし保育園、第二つくし保育園、ひまわり保育園、認定こども園 Sanjo 森のようちえん

3 三条市幼児教育推進会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
学識経験を有する者	中野 啓明	新潟青陵大学福祉心理学部教授	会 長
幼稚園関係者	渡辺 龍子	私立幼稚園、認定こども園連盟 聖公会聖母こども園園長	副会長
保育所(園)関係者	村田 健	私立保育園、認定こども園連盟 川通どれみこども園園長	
	石塚 久美子	公立保育所 保内保育所所長	
小学校関係者	唐 沢 実	三条市小学校長会 笹岡小学校校長	
中学校関係者	本間 康夫	三条市中学校長会 栄中学校校長	
保護者の代表	加々見 郁子	私立幼稚園、認定こども園連盟 聖公会聖母こども園保護者	
	小塚 春子	私立保育園、認定こども園連盟 本成寺保育園保護者	
	刈屋 真澄	公立保育所 千代が丘保育所保護者	
	矢坂 恵里香	三条市PTA 連合会 外部委嘱委員	

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日

《 関係機関一覧 》

区分	名 称	所 在 地	電話番号	備考（主な相談内容等）
公立保育所	裏館保育所	東裏館 3-2-61	47-6566	
	保内保育所	下保内 487	38-8008	
	嵐南保育所	桜木町 12-39	34-3213	
	鱒田保育所	西鱒田 609-1	34-8234	
	須頃保育所	下須頃 1086-1	32-5016	
	月岡保育所	月岡 3-13-14	35-0990	
	塚野目保育所	塚野目 2-11-32	32-4322	
	栄中央保育所	福島新田丁 809-1	45-0005	
	千代が丘保育所	笹岡 230-1	46-5560	
私立保育園	本成寺保育園	西本成寺 1-17-28	32-3791	
	北陽保育園	直江町 1-3-32	32-3580	
	つくし保育園	西大崎 2-27-66	38-5302	
	ふじの木保育園	西潟 2-1	38-3210	
	第二つくし保育園	東大崎 1-18-23	38-2803	
	きらきら保育園	北新保 2-1-15	31-1188	
	ひまわり保育園	三竹 2-2-4	34-2218	
	にじいろ保育園	嘉坪川 2-3-10	34-8230	
	石上どれみ保育園	石上 1-11-45	33-2183	
	おぎぼり保育園	荻堀 853-1	46-2137	
	なでしこ青空保育園	西四日町 3-15-22	34-2505	
	あいあい保育園	帯織北 3	45-2885	
	いいだ保育園	飯田 2315-1	46-2150	
	一ノ門わくわく保育園	一ノ門 2-7-25	33-3373	
	田島わくわく保育園	田島 2-19-29	33-2042	
あらさわ保育園	荒沢 1214-1	46-3142		
認定こども園	聖公会聖母こども園	月岡 2-11-4	33-2433	
	認定こども園松葉幼稚園	本町 2-1-56	32-2524	
	川通どれみこども園	尾崎 955-2	45-2282	
	認定こども園インマヌエル・ルーテル幼稚園	興野 1-4-15	32-3651	
	認定こども園 Sanjo 森のようちえん	上野原 529-1	46-0804	
地域型保育園	済生会三条病院附属保育園たんぼぼ	大野畑 6-86-12	31-3800	
	ハッピー第六保育園	東裏館 3-1-66	64-7558	
	ハッピー第七保育園	高安寺 1320	64-8307	
幼稚園	三条白百合幼稚園	興野 1-5-18	33-1359	
	宝塔院幼稚園	東裏館 1-6-5	32-1615	
小学校	一ノ木戸小学校	興野 1-18-1	33-0338	
	嵐南小学校	南四日町 1-1-1	33-3571	
	裏館小学校	東裏館 3-2-67	33-0465	
	上林小学校	栗林 1188	32-1786	
	井栗小学校	西潟 3-30	38-2832	
	旭小学校	柳川新田 431	38-4430	
	西鱒田小学校	東鱒田 40	33-2050	
	月岡小学校	月岡 1-34-1	33-0122	
	保内小学校	上保内乙 500	38-8313	

区分	名称	所在地	電話番号	備考（主な相談内容等）
小学校	大島小学校	代官島 2326	34-0011	
	須頃小学校	上須頃 106	32-0805	
	栄中央小学校	福島新田丁 841	45-2182	
	栄北小学校	泉新田 123	45-4617	
	大面小学校	北潟 1	45-2012	
	長沢小学校	笹岡 579	46-2019	
	笹岡小学校	中野原 329	46-2024	
	大浦小学校	上大浦 666	46-2018	
	森町小学校	庭月 85	47-2231	
	飯田小学校	飯田 1000-1	46-2158	
	大崎学園（前期課程）	東大崎 1-14-74	38-6340	
市内医療機関	桑原小児科医院	興野 2-10-8	32-0501	小児科
	厚生連三条総合病院	塚野目 5-1-62	32-1131	
	済生会三条病院	大野畑 6-18	33-1551	
	さいとう小児科	石上 2-15-35	31-1755	
	坂内小児科医院	南新保 1-3	35-6633	
	田中内科クリニック	須頃 2-101-1	32-8100	
	なかじま医院	新堀 1305-1	45-7777	
	水野内科クリニック	月岡 1-23-48	32-3582	
	吉澤医院	西大崎 1-9-28	38-3961	
	レディスクリニック石黒	荒町 2-25-33	33-0150	
	三条子どもクリニック	西本成寺 2-4-24	35-2020	
相談機関	家庭児童相談・虐待相談 （子どもの育ちサポートセンター）	新堀 1311	45-1123	子どもや家庭の問題に関する相談 月曜～金曜 8:30～17:00 相談員：家庭児童相談員
	子どもの発育・子育て相談 （子どもの育ちサポートセンター）	新堀 1311	45-1131	子どもの発育・発達や子育ての悩みに関する相談 月曜～金曜 8:30～17:15 *臨床心理士、言語聴覚士による相談は、事前予約必要
	中央児童相談所	新潟市江南区 亀田向陽 4-2-1	025-381-1111	不登校、非行、発達の遅れ、虐待等に関する相談 月曜～金曜 8:30～17:15 *専門相談員が対応
子育て支援センター等	月岡保育所	月岡 3-13-14	35-1585	子どもの遊び場、育児講座、交流の場、子育て相談、平日一時預かり
	保内保育所	下保内 497	39-6130	
	千代が丘保育所	笹岡 230-1	46-5565	
	きらきら保育園	北新保 2-1-15	31-1188	
	本成寺保育園	西本成寺 1-17-28	32-3791	
	あいあい保育園	帯織北 3	45-2223	
	田島わくわく保育園	田島 2-19-29	33-0034	
	つくし保育園	西大崎 2-27-66	38-5302	
	すまいるランド	新堀 1311	45-5687	子どもの遊び場、育児講座、交流の場、子育て相談、休日一時保育
	あそぼって	興野 1-2-30	36-2181	
教育機関	新潟県立月ヶ岡特別支援学校	月岡 4935	32-5963	教育相談、地域支援
	教育委員会学校教育課	新堀 1311	45-1118	教育相談、就学相談

三条市幼児教育推進プラン（第3次）

令和5年3月

発行：三条市教育委員会

〒959-1192 新潟県三条市新堀 1311

TEL：0256-45-1131 FAX：0256-45-1130

HP：<https://www.city.sanjo.niigata.jp>

E-mail：kosodate@city.sanjo.niigata.jp